

調査結果 滋賀大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、「国立大学法人滋賀大学における公正な研究活動の推進に関する規程」に基づき、学長のもと、統括責任者（担当理事）が実質的な責任者となり、研究倫理教育責任者（部局等の長）とともに、コンプライアンス教育、研究倫理教育を実施している。

統括責任者：本学の研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

研究倫理教育責任者（部局等の長）：当該部局等の研究者等に対し定期的に、当該部局等における研究分野の特性に応じた研究倫理教育を受けさせ、また必要に応じ、関係する他の研究倫理教育責任者と協議のうえ、共同して、研究倫理教育を実施することができる。

大学全体の実施計画については年度ごとに不正使用防止計画を策定し実施しており、年度計画では、定期的にモニタリングを実施し大学構成員の職業倫理意識の確認を行うことを定めている。また、研究倫理セミナーやeラーニングなどの教育教材を活用し、教職員に対して研究倫理等に関する教育・啓蒙活動を行い、学生・大学院生に対しては、研究倫理教育（学生：入学時のガイダンス、大学院生：大学院生向けセミナー）を実施することとしている。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に大学全体で実施している研究倫理教育については、以下のようなものがある。

①研究倫理教材（書籍）の履修

趣旨・目的：教員への研究倫理教育の実施のため

主催者：統括責任者

実施概要：教員については、日本学術振興会刊行「科学の健全な発展のために」を全教員に配布し、読了報告書の提出を義務付けている。新規採用教員には採用の際に配布する。

②研究倫理教材（eラーニング）の履修

趣旨・目的：教員及び事務職員の研究倫理教育の受講機会の充実のため

主催者：統括責任者

実施概要：平成29年10月から、教員と競争的資金の管理運営に係る事務担当者を対象に、

日本学術振興会のeラーニング教材を利用した研究倫理教育を実施し、受講修了の修了証書の提出を求めている。

③会計研修会

趣旨・目的：会計担当職員に対して財務会計に関する知識の習得とともに使用ルール等の周知徹底を図る

主催者：財務課

実施概要：会計担当事務職員を対象に、会計研修会を開催し、ガイドラインの概要説明、滋賀大学における研究費の不正防止計画を説明し、教職員の倫理観の一層の向上と使用ルール等の周知徹底を行った。

(3月彦根地区・大津地区：テレビ会議システム使用) (9月彦根地区)

④科学研究費助成制度説明会

趣旨・目的：科研費の申請にむけて、制度変更点、研究不正防止、研究者倫理等の理解を深めるために実施

主催者：統括責任者・学部長

実施概要：各学部での教授会の際に開催する科学研究費助成制度説明会において、制度変更点、研究不正防止、研究倫理教材等について説明している。(9月彦根地区1回、大津地区1回)

大学における研究倫理教育の履修管理については、教員対象の科学研究費助成制度説明会及び事務職員対象の会計研修会での出席者の氏名を確認し把握するとともに、倫理教材の読了報告書、eラーニング受講修了証書により履修管理を行っている。

理解度については、抽出により担当研究者への対面による聞き取りを実施する公的研究費に関する内部監査、特別監査の機会や科学研究費助成制度説明会・セミナーなどの際に確認している。

また、倫理教材読了報告書、eラーニング受講修了証書の未提出者には随時提出を督促し、履修率の向上を図っている。研究倫理教育の充実・改善を図るため平成29年度研究推進機構会議において審議し、教員及び事務職員向けのeラーニング教材の導入を行っている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学部学生及び大学院学生について、各部局共通で行うオリエンテーションやセミナーに加えて、各部局において研究倫理教育を実施している。経済学研究科においては、論文作成研修会において、大学の独自教材を使用し、学位論文の執筆にあたって、論文の構成、テーマや先行研究を探ること、参考文献の書き方例等を説明するとともに、研究倫理教育に関する内容として、剽窃についても指導を行っている。教育学研究科では、「滋賀大学大学院教育学研究科学位論文審査基準」に沿って、課題研究の授業の中で指導教員から論文作成時の留意事項について指導している。

【各部局共通】

①入学式後のオリエンテーションでの研究倫理講演会

趣旨・目的：研究者としての倫理やモラルに関する理解を促す目的として実施

主催者：滋賀大学

実施概要：入学式後のオリエンテーションにおいて、学部・大学院の新生に対して、研究倫理に関する講演会を開催し啓発を行った。

目次

1. なぜ研究倫理を学ぶ必要があるのか
2. 研究倫理とは何か？
3. 研究倫理で具体的に気をつけること

2

2. 研究倫理とは何か？

単に法令を遵守することだけでなく、内部規定や第三者との契約の順守、社会的規範や社会通念等、一般的な倫理も守ることである。

つまり法令に違反していないから問題ないというわけではない。

研究活動においては、それがもたらす一般社会への影響を十分理解しなければならない。



積極的に遵守すべき範囲

出典：「大学とコンプライアンス概論」 九州大学教授 田部津麻生副室長 ユネスコ構想ソーシャルビジネス研究センターエグゼクティブディレクター 田部麻生

7

研究不正行為の全体概念

研究準備時	法令・指針・規則の未確認／資格の不備（放射性物質取扱等）／倫理委員会の未審査（バイオ等の実験）／杜撰な研究計画	その他 各種ハラスメント 未許可物品の購入 研究費の私的流用 備品の私的利用
実験・調査時	有害・危険な手法の採用／被験者保護規定の違反／侵襲性の高い実験手法の採用（身体的・精神的）／実験動物の虐待／データの誤入力／文化財保護違反／労働基準法の違反	
分析・考察時	人為的なデータの選択（改ざん）／不適切な統計処理（捏造）／一次データ（生データ）の不保持／データの不適正管理（データの種別が不明等）／データの不正持出し	
研究発表時	盗用（引用の非表示等）／出版時の不正な修正（改ざん）／オーサーシップ違反（貢献していない者が著者に入る・貢献した人を著者から外す）／発表済み論文と類似内容で論文発表（サラム出版）／一次データ提供の保留・拒否	

8

最後に

- 研究倫理違反は、研究者・社会人としても致命傷になる
些細な事と思っても、WEB上に記録は残り続ける。
- 不正防止の要は適切な計画作成
捏造・改ざんは、綿密な研究・実験計画を立てることで回避しましょう。
研究倫理委員会を通さなければならないような研究は、早めに、綿密に、研究計画を立てましょう。
- 研究不正は故意よりも、無知とミスによる
自己盗用にはくれぐれもご注意を。
- 不明事項は独断せずに相談が大切
わからないことがあれば、指導教員や学術国際課 研究支援係に問い合わせてみましょう。
独自判断で失敗してからでは遅いのです。

15

研究倫理研修（学部生） 滋賀大学

②大学院生を対象とした研究倫理セミナー

趣旨・目的：研究者の端緒についている大学院生に向けた研究者倫理教育として実施

主催者：滋賀大学及び各研究科

実施概要：教育学研究科と経済学研究科を対象に各1回実施。研究者の端緒についている大学院生に向け、実際に研究論文を作成していく上で注意が必要な倫理的配慮全般の基本概念と予防的行動を学んでもらう。

③在学学生に対する研究倫理教育の実施

趣旨・目的：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくために実施

主催者：滋賀大学及び各学部

実施概要：教育学部2～4回生と経済学部3・4回生を対象に、卒業研究にかかる3・4回生をイメージして、研究に於ける倫理の概論を、独自教材を利用し説明担当教員がゼミやコース毎の授業において実施。

【経済学研究科】

④「履修ガイダンス」及び「論文作成研修会」での大学院生対象倫理教育

趣旨・目的：論文作成にあたって、先行研究の利用の仕方などの技法とともに、引用や参照の仕方などの作法を指導し、剽窃等の不適切な行為を防止する。

主催者：経済学研究科

実施概要：経済学研究科主催の「履修ガイダンス」（新入学の院生全員対象：4月）と「論文作成研修会」（博士前期2回生全員対象：6月）において、副研究科長ないしは教員がレクチャー（講義形式）。

独自教材（配布レジュメと、パワーポイントによるスライド映写）

●オリジナリティの重要性

▶研究論文には**独創性（オリジナリティー）**が求められる

▶**先行研究を理解することが重要**

先行研究と対比して、自身の独創性を明示する必要がある

▶**サーベイ論文（展望論文）**

先行研究、研究分野の動向を独自の視点で概観、整理して評価・展望を示すもの

6

6. 剽窃

- 他人の作品や学説などを自分のものとして発表すること
- 研究者の世界では一般的に剽窃等の不正行為を行うと**免職（クビ）**になる、当然のことながら研究の世界からは排除される

➡**剽窃は絶対にやってはいけない**

18

● **具体例2：他の人の論文等の内容を、適切な引用なく要約すること**

- 他人の論文等の内容を要約する場合には、その文献を**参考文献リストに記載**する必要あり

(例) 本文中では、「山田（2011）は、…と論じている。」

(例) 脚注では、「本節は主として山田（2011）に負ってる。」

20

➤他の人が既に言っていることと、自らが新たに付け加えた知見を明確に**区別した記述**をする必要がある。次の様にすると良い。

あなたの知見は、

「…が重要である。」 「…と考えられる。」 「…と思われる。」 「…ということである。」

他人の知見は、

「山田（2011）は、…が重要であると指摘している。つまり…ということである。」 「山田（2011）は、…と考えている。」 「山田（2011）と同様に、筆者も…と考える。」

脚注では、

「本節は主として山田（2011）に負っている。」

21

学術論文の書き方（経済学研究科 副研究科長 山田和代）

【教育学研究科】

⑤大学院生対象倫理教育

趣旨・目的：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくために実施

主催者：教育学研究科

実施概要：「滋賀大学大学院教育学研究科学位論文審査基準」に沿って、課題研究の授業の中で指導教員から論文作成時の留意事項について指導。

【環境総合研究センター】

⑥エディタージの出版倫理の WEB 情報の利用

趣旨・目的：研究員、大学院生と出版倫理の情報を共有し、相互に研究倫理についての理解・認識を深める。

主催者：環境総合研究センター

実施概要：エディタージの出版倫理の WEB 情報などを研究員・大学院生と共有し、相互に理解・認識を深めるようにしている。学部ゼミ生には、研究倫理に関する初級図書を読むよう指導。【参考：エディタージ WEB】

<https://www.editage.jp/insights/categories/publication-ethics>

研究室・研究グループにおいて行っている研究倫理教育については、例えば、以下のよ
うな事例がある。

- ・ 共著論文を執筆する際には、研究室でのミーティングや研究グループで論文の相互チェ
ックを行っている。
- ・ 週 1 回実施しているラボミーティングで定期的に研究倫理について触れている。
- ・ ラボノート、ラボ内のデータ共有はクラウド共有化をし、いつでも誰でも見られる状態
をつくり透明化を図っている。
- ・ ラボノートの定期的な確認を行っている。
- ・ 卒業・終了時に卒業論文や修士論文に使用したすべての測定データ・図表等を整理して、
外付け HD に保管し、次年度以降、教員および同じ試料群を用いて研究を行う学生は、
生データを閲覧できるようにしている。
- ・ 研究室内で研究倫理セミナーを実施している。
- ・ ゼミのほとんどの学生が主に小・中・高の学校教員になるため、教員として教材研究や
教育実践の報告書を作成・発表などを行うことになる。その際、必要となるデータの有
効性、根拠の確認、著作権に対する意識付け、引用の重要性などを指導している。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法に
ついては、研究者が研究分野の特性を踏まえて個人の判断でデータの保存をしている。

保存対象の研究データと廃棄する研究データの区分については、原則的に個人研究なの
で研究者自身の判断で保管・廃棄を区分している。また、研究に利用した後の標本等の管
理のほか、研究データの保存等は全て個人で行っている。

例えば、学会発表・論文投稿に必要なデータかどうかで判断しており、成果発表に関わ
るデータは保存対象としている。ある研究室では、データやノートは卒業・修了時に教員
に提出するように指導しており、その際、学生に対して発表・論文を共著で行う旨を確認
している。また、別の研究室では、学生の卒業論文のデータは基本的に廃棄とするが、論
文を投稿する可能性がある場合は教員が保管することを決めているケースもある。

転出または退職する研究者が保有する研究データの保存については、日本学術会議のガ
イドラインに沿っており、研究者本人が判断するが、例えば、10年以内に発表された論
文に関する電子データの保存については、退職時に研究者が大学に相談することもある。

実際には、退職者（前任者）の標本管理用のスペースが確保できず、保管も困難なため
ほぼすべてを廃棄されることがある。また、前任者と研究分野が異なるため、データは退
職時に本人が処分することがある。このほか、前任者によって保管されたデータを一部引
き継ぎ、電子データは廃棄せずに保管しているが、紙データは現在のところ保管スペース
があり置いているが、5年を超えたものについては廃棄を検討しているケースもある。

このほか、研究資料の保存については、経済学部附属資料館では、歴史資料の散逸を防止し、保存、学術的活用を図ることにより、経済史、経営史および社会史等の発展に寄与することを目的に、寄託等による古文書・古記録の収集保管につとめている。

研究室・研究グループ等における研究データの保存等に関する取組については、以下のような事例がある。

- ・日本学術会議のガイドラインに従い、論文発表後 10 年間はデータの保存を行う。生命科学分野の教員自身の実験ノートと実験試料に関しては個人的に保存している。実験装置と消耗品の試料と試薬などは論文にすべて記載し、電子データはバックアップをとっている。学生の実験ノートについてはノートを貸与し、それに記入させるようにしている。学生のデータに関しては一部保存できていない場合や、実験ノートの不備が見られる場合があるため、早急に改善させるよう指導を徹底している。
- ・基本的に、成果発表に関わる全ての実験データをノートと電子ファイルの形で保存している。保存期間は定めていない。
- ・全ての実験のデータ、ノートは教員が保存している。卒業、修了時に教員に提出するように指導している（その際、学生に対して発表・論文を共著で行う旨を確認）。
- ・生データは、学生が各自保管することとしている。教員が責任著者として投稿論文を提出する際には、生データを学生から教員に移管することとしている。
- ・共同研究者と都度規定をつくり取り扱っている。いわゆる「もの」は扱っておらず、基本的には論文等の発表後 10 年間としている。基本的に電子データ化している。
- ・実験ノートは永久保存、発表に用いた試料は 5 年保存としている。
- ・研究のための生データや分析データなどは全て廃棄していない。生態学分野では、採集して計測し、研究に利用した場合、標本として保存することが常識となっているが、このことは他分野から理解されていないため、標本保存用のスペース確保は困難であり、計測後の試料は廃棄するように促されてしまう。
- ・研究室では布の素材特性を基本データとする。測定データ（布の素材特性）は測定時に PC 経由で HD に保管される。生データは自動的に保管される場合が多い。実験に用いた試料(布類)は基本的に長期保存が可能であり、衣装ケースに保管している。
- ・質問紙については、論文での発表、掲載後一定期間、現物を保存している。PC に入力したデータは、特に理由がない限り、保存している。面接調査の記録においては、ワープロ文字に起こしたファイルについてはパスワードをつけて PC やバックアップメディアに保存しており、それをプリントアウトしたものについては、常に手元のキャビネットに格納している。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

情報倫理教育に関して、情報演習室や図書館、創造学習センターに設置している学生教育用コンピュータに「情報倫理デジタルビデオ小品集6」を導入しており、自習時間等に学生や院生が自主的に視聴して、情報機器の利用のマナーやレポート作成において倫理的に注意すべきポイント等を学習できる環境を提供している。

調査の公正性、適正性を担保するための取組としては、必要があれば、研究をはじめる前に学内の倫理委員会で確認を受けている。また、面接調査の前には、対象者個人に対して、データの保存や守秘に関して誓約書を提示し、了解をとっている。

調査結果 京都工芸繊維大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、学長を最高管理責任者、研究担当理事を統括管理責任者として置いている。また、研究活動上の不正行為防止等に関する取組の実施に係る実質的な責任と権限を持つ者として、学系長を研究倫理教育責任者に、副学系長を研究倫理副責任者としている。さらに、研究活動上の不正行為防止等に関する取組の実施に係る情報を研究倫理教育責任者である学系長に着実に伝達するため、研究推進課長及び学務課長を研究倫理教育支援者としている。

大学全体での実施計画等については、最高管理責任者である学長のリーダーシップのもと、「京都工芸繊維大学における研究活動上の行動規範」(平成28年3月16日学長裁定)により、本学において研究に携わる全ての者が遵守すべき行動規範を定め、総括管理責任者が、「国立大学法人京都工芸繊維大学における研究活動の不正防止計画」(平成28年3月16日総括管理責任者裁定)において、研修や教育の実施を行うこととしている。

また、中期目標では、「研究における不正行為の発生を防止するための管理体制を強化する。」、中期計画では、「研究倫理の向上を図るため、教員や学生に対し研究倫理に関する研修等を年1回以上実施する。実施にあたっては、理解度テストを継続的に実施し、研修の効果の把握・改善等に活用する。また、博士論文等に対し、ソフトを用いた不正引用チェック等を実施するなど、研究不正防止のための管理体制を強化する。」、年度計画では、「教員や学生に対し研究倫理に関する研修の実施及びeラーニング教材の活用により、意識の向上を図るとともに、論文引用確認ソフトの博士論文審査時における利用を促す。」と策定している。

実際に活動する際には、研究担当理事を室長として、副学長と各学系長で構成する研究不正防止対策室が中心となって行っており、不正防止対策計画書を策定し、教育等を実施している。

大学における研究倫理教育の履修管理については、毎年開催している環境安全教育デーに実施している研究倫理研修参加の際に、出席確認を行っている。eラーニング研修については、研究推進課が管理責任者として履修状況を管理している。また、ガイドライン導入時に、全教職員に対して理解度テストを実施している。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者等について、大学全体として実施している研究倫理教育に関する取組として、以下のようなものがある。

1. 毎年4月に環境安全教育デーを設定し、全教職員を対象とした、「教職員研修」を開催している。その中で、研究不正防止対策室長である研究担当理事から「研究倫理教育」を、財務担当理事から「研究費の適切な執行」をコンプライアンス教育として実施している。また、受講できなかった者に対しても、当日の講演を録画し、ホームページにて受講できるようにし、フォローアップを行っている。
2. 「研究倫理教育」については、APRINのeラーニング教材（JST事業者コース生命医科学系、理工系、人文系の既存コースと、同じ単元で本学用の3コース）を受講対象者に、平成30年4月より受講可能とした。それまでは、日本学術振興会のeラーニング教材（eL CoRE）を受講することとしていた。なお、管理者は、eラーニングシステムを通じて、受講対象者の受講状況も随時確認できるようにしている。

また、4月に研究活動等不正防止対策室長（研究担当理事）が実施した「研究倫理セミナー」では、研究活動上の不正行為に関する制度等の説明に加え、大学独自の取組として、研究成果を適切に発表するための指針等についても説明を行っている。

また、大学において研究倫理教育に関する資料として、パンフレット「研究者の品格—科学の信頼のために—」を作成し配布している。パンフレットでは、社会に応える研究をおこなうため、研究の遂行や研究成果の発信において留意すべきこと等についても説明している。

京都工芸繊維大学

は、建学以来培われてきた科学と芸術の融合を目指す学風を発原とし、研究者の自由な発想に基づき、深い感動と呼ぶべき探求と卓越した知の構築によって、人類・社会の未来を切り拓く学術と技術を創成することを研究理念として掲げています。

このリーフレットは、本学の教職員及び学生である研究者が研究を遂行するために、社会的責任をもって、研究を遂行するうえで、最低限必要な研究倫理を掲載しています。必ず読んでいただき、あわせて毎年開催している研究倫理教育も受講してください。

また、「京都工芸繊維大学における研究活動上の行動規範」を定め、本学で研究に携わる全ての研究者が遵守すべきことを定めています。そこには、研究者の責務、公正な研究をおこなうこと、社会への貢献、法令遵守を宣言していますが、

もし、不正行為が発覚したり、前兆がある場合は、以下に連絡してください。

「研究活動の不正行為に関するお問い合わせ窓口」
 研究推進課（3号館3階）
 電話：075-724-7034
 メール：kenkyu_fudai@kit.ac.jp



研究活動における不正行為とは、研究者倫理に背馳し、研究活動、研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学コミュニケーションを妨げる行為です。以下のような例が不正行為や不適切行為にあたります。

- ◆ 得られたデータや結果の**捏造、改ざん**、及び他者の研究成果等の**盗用**
- ◆ 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する**二重投稿**、論文著者が適正に公表されない**不適切なオーサーシップ**

京都工芸繊維大学
研究者の品格
 —科学の信頼のために—
 京都工芸繊維大学
 研究活動等不正防止対策室
 平成30年3月

参考URL
https://www.kit.ac.jp/un_index/unfairness-accuse/http://research.jm.kit.ac.jp/gakuna/html/htdocs/?page_id=104



研究の遂行

おもしろい真理の探求、誰も成功してない技術の開発、独創的な作品の創造、新しい社会システムの構築。これにより新しい学問を作り出すことが研究の目標です。楽しみ、喜びに満ちた研究に取り組みましょう。

研究にはオリジナリティが必要です。他者が同様の研究を行っていないか十分に同じ分野の文献を調べ研究を行いましょう。他に同様の研究が行われている場合、その研究を尊重し、不当に過小評価したり、盗用したりすることは避け、他者の研究を正当に引用しましょう。

- 研究の意義と研究の価値を究明し、所属する分野及び社会に対して有益となるような研究を考えましょう。
- 研究の自由は、人権保護や法令等の遵守など守るべき義務と責任を果たしてこそ発揮されるものであることを理解しましょう。
- 個人情報保護、利益相反、および本学の安全保障輸出管理に適切に配慮・対応しましょう。
- データ類を扱う研究においては、常にデータおよび測定法や測定条件（温度など）を実験ノートに日付を入れ、記録しましょう。いつどこで研究が行われたかを記録することは、研究の優先権を主張する際に重要です。
- 実験データは必ず再現性があることを確認しましょう。再現性のないデータは真実であるとみなされません。この場合は再検討や再実験が必要ですが。
- 試薬や試薬等の資料や実験・機材等の材料に対して適切に保存・管理しましょう。
- 研究内容によっては第三者には漏らさないよう秘密保持を要しましょう。

社会に応える研究 をおこなうために...



研究成果の発信

研究成果は、学会、研究会で発表して、研究に対する多角的な視点からのフィードバックを受けます。これによりさらに研究を深め、最終に論文等として公開して知能を共有することで社会に還元し、社会的責任を果たします。

- 研究成果を、学会で発表することで学術的権威を受けると同時に、さらなる発展の起点としましょう。
- 研究成果がまとまった場合には論文として公表しましょう。公表によって、社会全体の共有財産となり、社会に還元することになります。
- 他者の研究による成果（学術論文・書籍・記事など）を尊重しましょう。自分の研究の位置づけを正確に行い、ヒントを導く他の研究は必ず引用文献として掲載しましょう。適切な出典の記載が無い場合、著作権に抵触する恐れもありますので、注意しましょう。研究に関わった実質的関係者を不当に扱うことなく共有者に追加、献料提供など寄与の少ない関係者は謝辞に記載するなど、適切なオーサーシップにより発表や公表を行いましょう。
- 掲載済みである論文と同一の情報別の学術雑誌に掲載する行為は二重投稿とみなされます。研究費の保護と信頼を損なう結果となりますので、研究成果を投稿する際には注意が必要です。
- 論理を十分吟味して論文を書きましょう。主観的な論理になっていないか、断片的な内容になっていないか、慎重に検証しましょう。複数の研究者で論文の内容を議論することも重要です。



パンフレット「研究者の品格—科学の信頼のために—」 京都工芸繊維大学

(3) 学生に対する研究倫理教育

学部学生及び大学院生に対して実施している研究倫理教育については、以下のような取組を行っている。

1. レポートや論文作成を行う際の盗用・剽窃に関する教育として、学部では、「工芸科学基礎」(1年次・選択必修科目)の学長が担当する講義において、レポートの盗用に関する研究倫理教育を実施している。
2. 毎年4月に環境安全教育デーを設定し、4回生全員、修士(学外からの新規入学者)を対象とした、「環境安全教育研修」を開催している。その中で、研究不正防止対策室長である研究担当理事から「研究倫理教育」を実施している。
3. 課程、博士前期課程、博士後期課程それぞれにおいて、入学時オリエンテーション時に研究倫理教育を実施している。

このほか、研究室・研究グループ等における研究倫理教育についての取組事例として以下のようなものがある。

- ・論文を投稿する際に、学生を同席させ、実際に投稿する手順を確認させることにより、これまでの研究倫理教育が、座学だけではなくどのような形で論文に関係しているのかを意識させ、より理解を深めるようにしている。
- ・研究室を大きく2つにわけ(更に小グループに分けグループミーティングを行っている。)、論文を投稿する際には、必ず別グループが確認することになり、相互チェックを行っている。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲等については、「京都工芸繊維大学における研究データの保存・開示の方法等の基準に関する規則」に、保存する研究データの範囲、研究データの種類の保存期間、保存方法を規定している。策定の際には、日本学術会議 科学研究に於ける健全性の向上について(2015/3/6回答)を踏まえて制定することとし、研究分野の特性を踏まえ、学系毎に定めている。

保存対象の研究データと廃棄データについては、研究者自らが考え決定することを規則に明記している。

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、大学で確認することとしており、当該研究者に、保有する研究データの保存方法について、「研究データ等引き継ぎ等証明書」により、該当する論文等を確認するとともに、保存媒体を記載したうえで、保管者の記名・押印のうえ、大学に提出することとしている。

平成30年2月1日

退職教員各位

研究推進課

研究データの保存について（依頼）

研究データの保存につきましては、「京都工芸繊維大学における研究データ等の保存、開示の方法等の基準に関する規則」（平成28年2月18日制定）において、取扱いを規定しているところです。

つきましては、退職等により本学を離れられる先生におかれましては、以下のとおりお取り扱いいただくこととなりますので、ご対応のほどよろしく申し上げます。

◎研究者の異動及び退職時の研究データ等の取扱い

本学を離れる研究者（退職、他機関への異動等）の方は、学系等内で引き継ぎ者を決定し、研究データ等引き継ぎ等証明書を提出してください。

もし、学系等内で引き継ぎ者がいない場合は、大学が保管しますので、次の資料を作成の上、研究推進課まで提出してください。

①研究データ等引き継ぎ証明書
②資料（データ）－紙媒体・電子媒体どちらでも可
③試料・装置

※ 2006年以降に発表された論文が、主対象ですが、それ以前の分についてもお引きつけできます。

※ 研究推進課にて保管する場合は、専用の保管箱を用意していますので、連絡ください。

※ 提出期限は、3月9日（金）とさせていただきます。

詳細は、研究推進課担当者までお問い合わせください。

★担当者★
研究推進課 岡田、小松
内線 7714、7038
Eメール ken-apply@kit.ac.jp

1

研究データの保存について（依頼）

見本

研究データ等引継ぎ等証明書

所属(学系等)	〇〇学系	氏名	〇〇 〇〇
---------	------	----	-------

※以下、該当箇所にご記入ください。

例① 論文発表の場合

論文等の表題	エネルギー
著者名	(共著の場合は著者の所属・氏名を列記し、責任著者に○印を付けてください) 南北 次郎 (本学助教)、松 映子 (本学■専攻学生)、○東西 太郎 (■ ■大学教授)
機関紙等の名称 及び発行元	平成△年△月号日本〇〇学会英文論文誌 一般社団法人 〇〇学会
掲載日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

例② 学会発表の場合

発表タイトル	高精度
共同発表者	南北 次郎 (本学助教)、松 映子 (本学■専攻学生)
学会名等の名称	第●秋期大会 日本〇〇学会
発表日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

研究データ等 記録媒体	紙媒体 電子媒体 (CD 1 枚)
保管者	所属 〇〇学系 南北 次郎 ⊕ or ・大学(研究推進課)に提出。
備考	

研究推進課確認日

研究データ等引継ぎ証明書

保管方法は、大学が保管する場合は、指定の保管場所に研究者毎に段ボールで保管している。研究室単位の場合は、共同研究者である在職する教員が保管することが多い。一部の学系では、学系単位で一括保管している場合もある。

研究データの帰属先については、規則では、研究データは、オリジナルを大学に残すこととしている。それに依りがたい場合は、研究倫理教育責任者と個別協議して決定することとしている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

大学では、平成29年4月に研究成果を適切に発表するための全学的な指針を定めており、「京都工芸繊維大学における研究成果を適切に発表するための指針」では、研究活動上の不正行為及び不適切な行為として、例えば、二重投稿の定義や判断基準についての大学の見解を示している。また、研究業績の取扱いとして、例えば、査読付き会議プロシーディングの業績カウントの取扱い方など、具体的に研究業績の取扱いを示している。さらに、「京都工芸繊維大学における研究成果を適切に発表するための指針における研究業績の取扱いに関する取り決めについて」において、学系等ごとに、具体的に研究業績の取扱いを定めている。

本学における取り組み



【不正行為を抑止するための体制整備】

- 規則等
- ・ 京都工芸繊維大学研究活動における不正行為等の取扱いに関する規則 (H20.3.27制定、H27.3.12改正)
- ・ 京都工芸繊維大学における研究データ等の保存、開示の方法等の基準に関する規則 (H28. 2. 28制定)
- ・ 京都工芸繊維大学における研究活動上の行動規範 (H28. 3. 16制定)
- ・ 国立大学法人京都工芸繊維大学における研究活動の不正防止計画 (H28. 3. 16制定)

H29. 4. 12制定

- ・ 京都工芸繊維大学における研究成果を適切に発表するための指針
- ・ 京都工芸繊維大学における研究成果を適切に発表するための指針における研究業績の取扱いに関する取り決めについて

22

研究倫理セミナー 平成30年4月25日 研究活動等不正防止対策室長 吉本昌弘

論文の書き方についての外部講師による講習会を行うことにより、論文の一般的な作法（注意すること）を再確認することを期待し、若手研究者（助教～准教授を、博士課程学生は参考）を対象に英語論文執筆セミナーを開催している。

テニユアトラック教員（主に助教）に対する教育研究及びテニユア取得に関する指導及び助言を行うため、各テニユアトラック教員にメンターを配置することとしており、メンターは、教育研究の経験が豊富な大学の教育を充てている。

調査結果 同志社大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、学長は、研究活動上の不正行為の防止に関する取組の最終責任者として、大学における倫理教育の向上及び不正行為の防止等に関する責任者である副学長（学長指名）とともに、公正な研究活動を推進することとしている。公正な研究活動の前提となる研究者の研究倫理意識を高揚するための、必要な啓発、倫理教育の計画の策定、実施については機関の責務と定め、学長が委嘱する委員で構成する同志社大学研究倫理委員会が倫理教育の計画、実施方法の策定を行っている。研究倫理教育の実施については、研究倫理教育責任者である学部・研究科等の長が所属する研究者及び学生に対して、研究倫理委員会が定めた実施計画に基づき行うものとしており、必要に応じて、分野の特性を反映させる等した学部・研究科等が作成する独自教材等を用いる等の対応も可能として実施している。

同志社大学研究倫理委員会が、年度末に翌年度の研究倫理教育に係る実施計画を策定している。同委員会が定めた実施計画に基づき、毎年4月中旬以降、研究倫理教育責任者である学部・研究科等の長が、所属する研究者、学生に対して研究倫理教育を実施することとしており、現在は、①日本学術振興会「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」（テキスト通読）、②同 eラーニング版、③APRIN eラーニング（JST 事業受講者コース必修単元）を大学における研究倫理教育とし、受講を課している。なお、先述のとおり、学部・研究科等が作成する独自教材等を用いることも可能である。

このほか、同志社大学研究倫理委員会では、研究者の研究倫理意識高揚のため、「研究倫理向上ウィーク」を実施している。また、「研究倫理パンフレット」及び「研究倫理リーフレット」を作成し、毎年、全学に配付する等、学部生を含めた研究倫理意識の醸成に向けた取組を行っている。

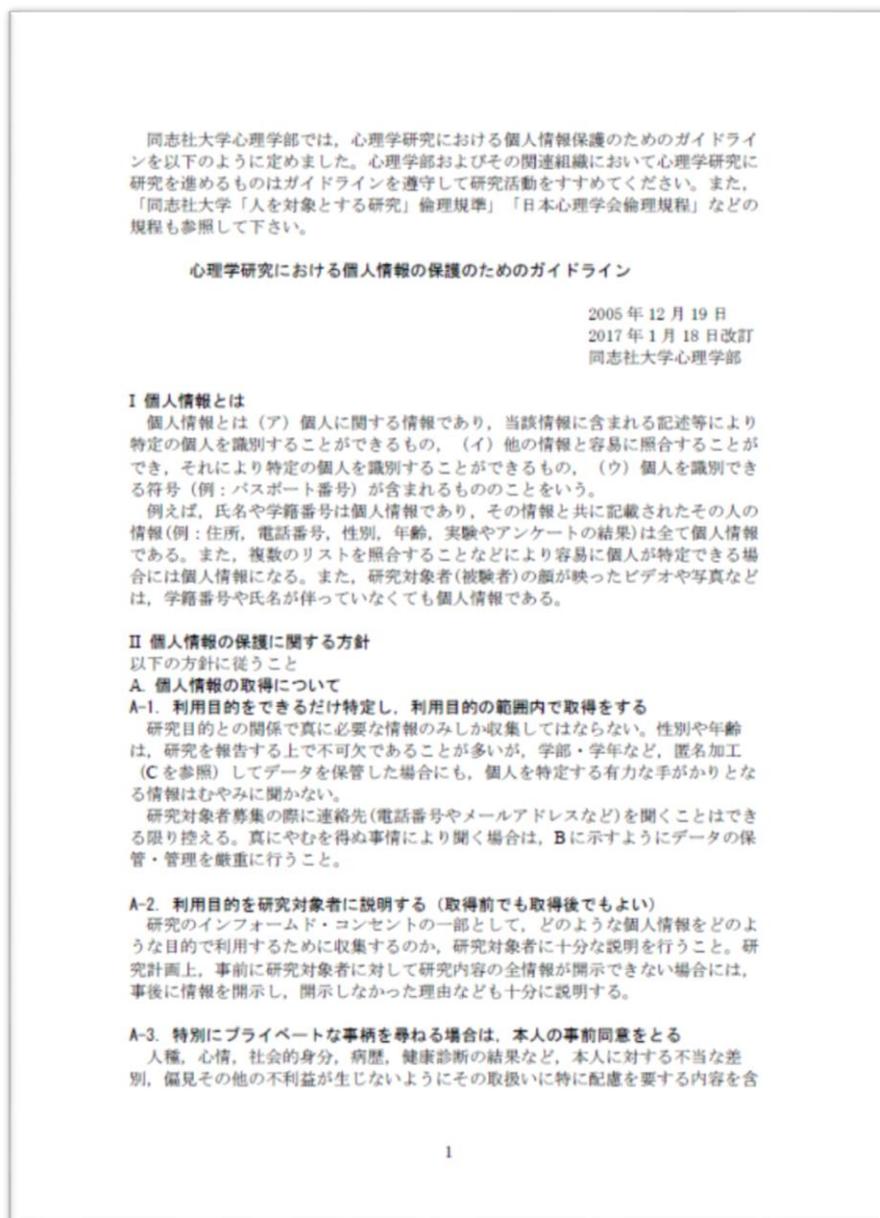
学部、研究科、研究所における実施計画については、各学部長、研究科長、所長等が「研究倫理教育責任者」として、各所属における研究者、学生の研究倫理教育を遂行している。同志社大学研究倫理委員会が定めた実施計画に加えて、以下の通り、各学部、研究科等で行っている取組がある。

① 心理学部

- 1) 大学院新入生には4月のオリエンテーション期間に、大学院のその他の在学生には毎年2月に開催される研究科主催の研究報告会にて、大学院教務主任によるハラスメント防止のガイダンスを行っている。
- 2) 学部4年生と大学院生に対して、毎年12月に、個人情報保護に関する説明及び取扱の注

意喚起メールを研究主任より送信している。

- 3) 上記 1)、2)の方針や内容に変更がある場合は、主任会及び教授会・研究科委員会で確認を行っている。
- 4) 日常的には、指導教員が研究上の不正行為を防止すべく指導している。



心理学研究における個人情報の保護のためのガイドライン

- ② 生命医科学研究科
研究室教員を中心として、ポスドクの補助のもとに研究の不正行為を防止する指導を実施している。研究スタート時に、研究グループごとに小人数を対象としたガイダンスを開催し、研究者として必要な倫理観を醸成している。
- ③ 理工学部、理工学研究科
教員、研究員、研究支援員や大学院生、学部生に対して、研究倫理教育、コンプライアンス

教育の受講を周知している。また、研究室に所属する学生に対しては研究指導教員が研究上の不正行為防止を指導している。

④ 人文科学研究所

研究倫理実施計画は策定していないが、研究主任を中心に研究所内の研究倫理意識の醸成に努めている。また、部門研究会の研究活動に対して研究倫理意識を醸成する取組に着手する予定であり、代表者懇談会において各部門研究会の研究代表者に周知する予定である。

大学における研究倫理教育の履修管理については、研究倫理教育はコンプライアンス教育と同時に実施しており、研究不正防止に関する確認書の提出を義務付けることで、受講済みプログラムを把握するようにしている。同確認書の提出をもって、各研究者が研究倫理教育について理解を深めたとの認識にたっている。また、例年 9 月に研究活動上の不正行為の防止に関する取組の最終責任者である学長、大学における倫理教育の向上及び不正行為の防止等に関する責任者である副学長（学長指名）、研究倫理教育責任者である学部・研究科等の長が構成員である部長会にて受講状況の確認を行っている。

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に対して、大学全体として実施する研究倫理教育については、以下のようになっている。

1 e ラーニング及び研究倫理教材の通読

学修内容：e ラーニング及び研究倫理教材を用いた自学自習

e ラーニング及び研究倫理教材「科学の健全な発展のために」を用いた自学自習は年 1 回の実施。学部、研究科によっては年 2 回実施している。

2 研究倫理向上ウィークを実施し、期間中さまざまなイベントを開催。

①学外講師による講演会開催「研究者の立場から研究不正を考える」

②研究倫理に資する関連図書を一同に集めた「研究倫理図書フェア」の開催（両校地図書館）

③ラーニング・アシスタントやティーチング・アシスタントといった、学部生に「教える」機会のある大学院生を対象に、ランチタイムに集ってもらい、研究倫理についてフランクに語り合う交流会を開催

④プロ講習会「大学生と著作権～正しいコピーのすすめ～」を開催。著作権について解説。

⑤主に学部生を対象としたアカデミック・スキルセミナーを開催。「レポートの構成法」「引用の方法」等。

研究倫理向上ウィークは年 1 回の開催ではあるが、図書館におけるプロ講習会や各種講習会、ラーニング・コモンズにおけるアカデミックセミナーは、年間を通して複数回開催されている。

3 研究倫理参考図書の収集、貸出

・倫理審査室に設置している研究倫理関連図書リストを教職員のページ（WEB）で公開し、学内教職員がいつでも倫理審査室にて閲覧できるようにしている。

4 ラーニング・コモンズにおけるラーニング・アシスタントによる学習指導

- ・ラーニング・アシスタント（トレーニングを受けた大学院生）が Learning Tips と題し1枚物の資料を作成し、引用の方法や参考文献の書き方、質問紙調査の進め方等を分かりやすくまとめ、学習相談にきた学生に配付している。
- ・ラーニング・アシスタントによる学習相談は通年開催。

©2016 同志社大学 学習支援・教育開発センター

※レポートの書き方は学問分野によって異なる場合があります。これはあくまで一例です。

アカデミックスキル入門（授業名）
△△△333444（学籍番号） 新島太郎（氏名）

レポート作成が育む能力とは何か（課題名、レポートタイトル（中央揃え））

本レポートでは、_____を目的とする。

【序論】
まず、レポートの冒頭に【序論】を執筆しましょう。（全体の1割程度）
【序論】はレポートの概略を示すとともに、レポート作成目的や全体の構成を簡単に読み手に伝えるものです。
（「本レポートでは、……を明らかにする」「本レポートでは、……を検討する」など）

○○○では、_____とされている。しかし、△△では_____が指摘された。なぜなら、_____だからである。

したがって、_____といえる。

【本論】
【序論】と内容が合致するように【本論】を執筆しましょう。（全体の8割程度）
【本論】では【序論】で述べた目的を達成するために、必要に応じて文献を引用したり、図表を添付したりしつつ、論理的に主張を述べます。

以上、本レポートでは、_____した。

【結論】
レポートの結びとして【結論】を執筆しましょう。（全体の1割程度）
【結論】は、レポート全体の内容を要約にまとめる部分です。
ただし、【序論】で予告したレポートの概略と合致してはなりません。
（「以上、本レポートでは○○を明らかにした。○○とは、□□□である。」、「以上、本レポートでは××を検討した。××とは△△である。」など）

(○○○文字)
(執筆文字数：本文文字数のみ)

【参考文献】
（単行本の場合）著者名（発行年）『書名』、発行所名。
（翻訳書の場合）著者名（翻訳者名）（発行年）『書名』、発行所名。
（論文の場合）著者名（発行年）「論文のタイトル」、『雑誌タイトル』、巻番号、頁。
（新聞の場合）著者名、発行年、「記事のタイトル」、『新聞名』、朝夕刊、発行年月日、掲載面。
（インターネット上の資料の場合）著者名、発行年、「タイトル」、URL（アクセス年月日）。

【参考文献】の注意！！（レポート作成にあたり参考・引用した資料は【参考文献】として明らかにしましょう）
※【参考文献】の書き方は、専門分野や所属学会によって異なります。先生の指示がある場合は必ず従いましょう。
※指示がなく使用すべき形式が不明な場合は、先生の論文や研究書で確認もしくは学習相談にいらしてください。

レポート作成に関する資料（学習支援・教育開発センター）

5 論文剽窃チェックツールの導入

- ・研究開発推進機構において論文等の剽窃検知オンラインツール「iThenticate」を導入。

6 e-class における類似レポート検索機能

- ・e-class における類似レポート検知機能は、e-class を利用している全ての教員が利用可能で、同クラスを登録している学生は、検知機能が搭載されていることを認識しており、剽窃や盗用の抑止力としても期待されている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学部学生及び大学院生に対して大学として実施している研究倫理教育については、各学部、研究科において、授業や日常の指導、オリエンテーション等の機会を捉えて、研究倫理意識の醸成に努めており、研究不正防止について積極的に指導を行っている。

① 経済学部

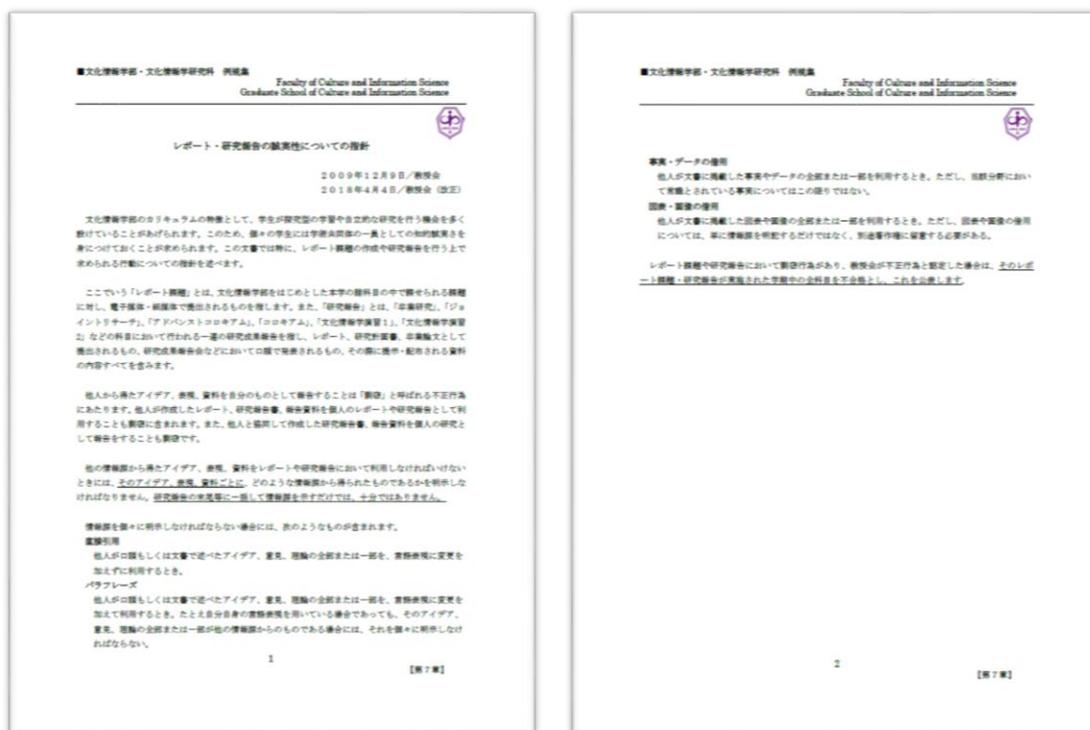
「基礎演習」にて学部1年生全員を対象にレポートの書き方、引用の方法等を指導している。他に、個別教員の取組として「基礎演習」「3年次演習」「卒業研究」において、研究不正防止について指導している。大学院生には4月のオリエンテーション時に教務主任から研究倫理教育を実施。修士論文作成ガイダンスにおいても特定不正行為について触れている。

② 文化情報学部、文化情報学研究科

学部生は、必修科目（「文化情報学入門」や「コロキウム」「ジョイント・リサーチ」等）を中心に、各科目の担当者から随時指導を受ける。更に、4年次には「卒業研究」を登録して研究室に配属される。ここでも、研究室毎に随時指導が行われる。

なお、2018年4月には、「レポート・研究報告の誠実性についての指針」が教授会で承認され、文化情報学部の中で共有を図った。

大学院生に対しても基本的な方向性は同様で、論文指導を目的とする「シンポジウム」の授業や学会発表の機会等に、指導教員から随時指導が行われる。



レポート・研究報告の誠実性についての指針

③ 理工学部

学部科目「工学倫理」や「概論科目（各学科が開設。例えば電気電子工学入門、情報工学概論Ⅰ、科学技術論など）」等において、「科学者、技術者の倫理」についての講義を行っている。

学部科目「知的財産権」や「情報と社会」等において「知的財産権や著作権、個人情報保護法の基礎」を講義している。

実験実習科目内でレポート作成の指導を、研究室単位で論文作成を指導している。

④ 生命医科学部、生命医科学研究科

研究室単位で研究倫理についての、講習・ガイダンスを実施。一般的な研究不正についての指導や、研究予算使用における不正についての倫理的な指導も含まれる。新たに研究室に配属された学部4年生、大学院生を対象に、研究の進め方、研究室でのマナー、実験ノートの書き方等をまとめたルール集を作成し、オリエンテーションを毎年行い、研究倫理意識の向上に努めている。

またゼミや中間発表会等を通して、研究倫理的な側面からの研究計画の重要性や実験結果の解釈の仕方、再現性の重要性について、教員が指導している。

あわせて日本学術振興会「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」の通読も義務づけている。誤った実験手順により意図しない不正が発生することを予防するための、実験計画策定からその遂行まで細かく学生を指導している。

⑤ スポーツ健康科学部

卒業研究を必修科目としていることから、卒業研究の手引きを年度毎に更新し、この中に卒業研究に関わる倫理審査要項を掲載することで卒業研究実施にあたっては倫理的配慮が不可欠であること、ならびにヘルシンキ宣言や大学研究倫理規準の精神を理解・遵守するよう指導を行っている。なお、卒業研究に対しては学部独自に卒業研究教育部会による卒業研究倫理審査を課し、学部全体で卒業研究の適正実施に努めている。

⑥ 心理学部、心理学研究科

学部1年生向けには、必修科目「ファーストイヤー・セミナー」にて、大学での学びにおける基本的な心構え、レポートの書き方、引用の方法等について指導している。講義形式やグループワークを組み合わせて授業を行っている。

学部2年生向けの必修科目「心理学研究法(1)」（春学期）において、人権の保証と配慮、倫理審査インフォームドコンセント、機密情報の管理、遠隔倫理等について指導している。さらに「心理学研究法(2)（秋学期）」にて、心理学における倫理問題の変遷、日本心理学会の倫理規定、動物の権利、研究不正、科研費の意義について指導している。

学部3年生向けの必修科目「サイエンティスト・プラクティショナーの基礎（2020年度以降は「公認心理師の職責」と名称変更。公認心理師資格をとるものにも必修科目となる）」にて、日本心理学会の倫理綱領について指導している。

学部3、4年生及び大学院生には、研究室単位で実験ノートの書き方についてゼミ等を通じて指導を行い、研究倫理意識の向上に努めている。また、学部内で人を対象とする研究を行う際には、学部での倫理審査申請が必須であり、指導教員に加えてもう一名の専任教員が研究計画や倫理的問題の確認と指導を行う体制を取っている。

大学院生の授業においては、心理学コースでは心理学体系論、臨床心理学コースでは、臨床心理実習Ⅲ-Ⅵ等の必修科目において、研究倫理に関するガイダンスと意識醸成を行っている。

⑦ グローバル地域文化学部

以下の授業を行い、研究倫理について指導している。

「グローバル地域文化導入セミナー」

- ・授業において、剽窃に関する注意喚起文書を配布している。
- ・レポート等の書き方指導において、引用の仕方を学ぶ中で、引用と剽窃との違いに関して学んでいる。

- ・要約課題のテキストとして剽窃に関する文章を使用し、授業の中で剽窃について考え、学生同士で議論させる機会を設けている。

「グローバル地域文化入門セミナー」

- ・新カリキュラムでは2年次、旧カリキュラムでは1年次、学部必修科目
- ・書評やレポートを執筆する中で、引用や剽窃に関するさらなる指導を行っている。

「グローバル地域文化発展・専門セミナー」

- ・卒業論文を執筆したり、発表をしたりする中で、剽窃やデータの取り扱いに関する注意を喚起している。

「フィールドワーク」

- ・フィールドワークを実施するうえでの倫理面での問題やフィールドワークで得られたデータの個人情報の管理について指導をしている。

学部によっては、「英文学科ハンドブック」(文学部英文学科)「卒業論文作成の手引き」(文学部文化史学科、国文学科)「Manual of Style」(法学部政治学科)「卒業研究の手引き」(スポーツ健康科学部)等オリジナルテキストを作成し、指導に役立てたり、学部、研究科単位で学生のレポート・論文の剽窃検知オンラインツール (Turn it in) を導入する等の対応を行っている。(商学部、国際教育インスティテュート、ビジネス研究科)

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、「同志社大学研究倫理規準」において、研究のために収集又生成した資料、情報、データ等の保管を義務付け、法令又は規程等に定めがある場合はそれに従うものとしている。特に定めがない場合については、研究者が所属する学会の倫理方針や研究内容に応じて、適切な期間及び方法で保存することとしている。

転出又は退職する研究者が保存する研究データの保存については研究室や研究者個人が判断して行っている。

研究データの保存等に関する管理コストについては、研究分野に応じて、研究データの形態は様々であるため、各研究者、研究室が実態に即した保存を行うものとして特段の予算措置を講じていない。一元的に機関が保管場所を確保する形式ではないため、全学的な管理コストは発生していないが、管理コストが発生する場合は、個人研究費やセミナーの運営費／研究室予算から、研究所が保存する場合は研究経費から、部門研究会の場合は部門研究費から支出している。

人を対象とする研究において、同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会において倫理審査申請を行った研究については、計画書に示されたとおりの保存方法、保存期間、廃棄方法を実施しており、特に医学系研究については、毎年1回報告書を作成し、同委員会にて審議している。

このほか、研究室・研究グループ等における研究データの保存等について、以下のような取組事例がある。

- ・ハリス理化学研究所では、研究員と研究支援員を対象にした毎月末の個人面談により、実験ノートの提示とごく簡単な確認を行っている。実験室内で、実験結果のフォーマット化が容易なものについて、電子データの共有を行っている
- ・人文科学研究所では、個人情報の記載もみられる一次資料を多く所蔵することから、「同志社大学人文科学研究所図書利用に関する申合せ」においてそれらを特別閲覧資料と位置づけ、プライバシー保護の観点に立った管理を行っている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

大学全体の研究公正の推進に向けた取組としては、倫理審査委員会のもと、倫理審査主事がモニタリング活動を行い、研究者に実際にヒアリングを行いながら、研究不正防止に努めている。モニタリングの結果は、研究支援課、監査室と共有し、不正防止のリスク要因の洗い出しに努めている。

研究倫理委員会では、研究倫理パンフレット、研究倫理リーフレットを和文、英文にて作成し、毎年全学に配付するとともに大学公式HPにも掲載している。新任教員に対する研修会では倫理審査室長が、研究倫理やハラスメント防止に関する講義を行っている。

さらに今年度は、「研究倫理向上ウィーク」の期間中（10/15-11/2）に、研究倫理委員会が講演会「研究者の立場で研究不正を考える」を開催するとともに、図書館、学習支援・教育開発センターの協力を得て、研究倫理に資する関連図書の展示、ラーニング・アシスタントやティーチング・アシスタントを対象として研究倫理について懇談する「大学院生LA&TA ランチタイム交流会」の開催、プロ講習会「大学生と著作権～正しいコピーのすすめ～」の開催、アカデミック・スキルセミナーの開催を行い、キャンパス全体の研究倫理意識の醸成が図られている。

このほか、部局等・研究室における研究公正の推進に向けた取組に関しては、以下のよう
な事例がある。

- ① 理工学部では、科学を志す者の倫理観を醸成するために、「同志社科目群」を必須科目として
している。同志社科目群では「建学の精神とキリスト教」「キリスト教と人間」「宗教学」等、
大学の建学の精神を学ぶものから、キリスト教思想の根本や歴史を深く学ぶ科目を展開して
いる。
- ② スポーツ健康科学部では卒業研究に関して、学部内の卒業研究教育部会による卒業研究倫理
審査を実施している。
- ③ 心理学部・心理学研究科では、人を対象としてデータをとる実験や調査を開始する前に「実
験・調査実施申請書」を提出させ、研究倫理のチェックを行っている。学部・研究科内にお
ける研究倫理審査体制も整え、全学委員会で審査を行う必要のない研究については、学部・
研究科内で審査を実施できるようにした。
- ④ 大学院科目では、学問分野・領域を超えて他研究科・専攻科目を履修する制度を設けており、
脳科学研究科が提供する「研究安全と倫理」を他研究科にも開放している。同科目では、生
命倫理、社会倫理及び研究者の倫理について、脳科学研究科の教員のみならず、神学研究科
教員も担当者となり指導している。
- ⑤ キリスト教主義教育を掲げる大学として、実験に供せられた動物の慰霊のために、毎年、実
験動物記念式を実験動物記念碑前にて実施している。実験倫理の遵守、安全管理の強化につ
いて認識を新たにし、聖書朗読、祈祷を通して、実験動物に感謝の意を表する機会としてい
る。

調査結果 鳥取大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、最高管理責任者に学長を充て、その補佐に実質的な権限をもつ者として統括研究倫理責任者を置き研究担当理事を充てている。部局等において研究者等を対象に定期的に研究倫理教育を行う者として研究倫理教育責任者に部局等の長を充てている。

また、研究倫理教育方針策定にあたっては、統括研究倫理責任者を長とし、部局等の長等を委員とした横断的な組織である研究活動不正防止推進委員会（以下、「推進委員会」という。）により、部局等の研究倫理教育の取組状況を把握するとともに課題を設定し、さらに、課題を踏まえての研究倫理教育を企画するなど、組織をあげた不正防止の取組を行っている。

大学の中期計画において、「研究活動における不正行為、公的研究費の不正使用等の事前防止及び再発防止のため、倫理教育及びコンプライアンス教育の強化等により教職員への啓発活動を充実し、不正防止活動に取り組む。」としており、平成30年度計画において、「研究活動の不正行為防止のための説明会を行うとともに、研究に携わる者を対象とした研究倫理教育の強化に向けた取組を行う。」としている。

研究活動の不正行為防止のための説明会は、推進委員会で企画立案し、当委員会で参加状況を確認するとともに、アンケートを通じセミナーの効果の検証及び課題を確認することで、次年度のセミナーの企画立案に活用するなど、機関全体での実施計画かつ内容に関するPDCAサイクルを行っている。

また、推進委員会は、部局での研究倫理教育等の状況を収集することで課題を設定し、部局レベルで検討すべきことの提案や、部局での取組状況を全学的に紹介するという方法により研究倫理意識の熟成を行っている。さらに、部局での課題への対応状況や新たな問題点等を確認することで、課題の再設定や対処方法の見直しを行うなど、PDCAサイクルを構築している。

研究倫理教育の履修管理については、APRINのeラーニング教材については、eラーニングシステムから出力した受講状況データを表計算ソフトで集計し、受講状況を把握している。研究倫理セミナーについては、Moodle（eラーニングプラットフォーム）を用いて受講状況を把握している。未受講者に対しては、所属部局から受講の依頼を行っている。

CITI Japan Program ⇔ Association for the Promotion of Research Integrity (APRIN)

- Continued revision and distribution of CITI learning materials
- Provide guidance on the latest international journal publication guidelines
- Come up with standards of whistleblowing and investigation
- Share the latest international status with research institutions
- Other supports to research institutions (lectures, investigations, evaluations etc.)

研究倫理セミナー（英語資料）

外国語対応：外国人研究者に対して、英語版テキストを用いて、セミナーの内容を英語で説明した。

共同研究者対応：共同研究者も受講することができる体制を整えている。

③ 学内の科研費公募説明会

研究活動の不正行為防止の啓発を実施

学修内容：研究不正の定義、影響、防止への取組、不正行為の事例紹介など

教材：研究推進担当部署が作成した独自教材を利用。

実施頻度：年に1度、独立実施している。

実施形式：講義形式

④ 学内の新任教員研修会

研究活動の不正行為防止の啓発を実施

学修内容：研究不正の定義、影響、防止への取組、不正行為の事例紹介など

教材：研究推進担当部署が作成した独自教材を利用。

実施頻度：年に1度、独立実施している。

実施形式：講義形式

（3）学生に対する研究倫理教育

学生及び大学院生に対して、大学として実施している研究倫理教育については、以下のような例がある。

①医学部

【学部】（平成29年度、平成30年度）

- 医学科では、4年次の「社会医学チュートリアル実習」において教員数により班分けをし、

初回の講義において各班を受け持つ教員から研究倫理教育を行っている。また、6年次の「臨床医学特論2」において、6コマ講義を行っている。

- ・生命科学科では、2～3年次に行われる講義・実習内で授業科目責任者の裁量により随時行っている。その他、4年次の「生命科学特別研究」の指導教員が随時行っている。
- ・保健学科（看護）では、3年次の「看護研究方法論」において、2コマ講義を行っている。その他、4年次の「看護学課題研究」の指導教員が随時行っている。
- ・保健学科（検査）では、2年次の必修・専門科目「病気と微生物」において、専門部署（新規医療研究推進センター）の教員により1コマ講義を行っている。

【大学院】

- ・研究倫理教育やコンプライアンス教育を義務付けることを平成29年度に決定し、平成30年度から実施している。全学生に受講させるため、医学系研究科の各課程修了認定のために行う学位審査または論文提出による学位審査を受けるにあたり、これらの受講を完了していることが審査資格の条件となっている。受講確認として、修了証やレポートの提出等を課している。なお、一部専攻の必修科目の一部として実施されているものもある。

研究倫理教育にかかる取り扱いについて

医学系研究科の各課程修了認定のために行う学位審査または論文提出による学位審査を受けるにあたり、受講が義務付けられている次のことについては下記のとおりとする。

記

1. APRINe ラーニングプログラム(CITI Japan)について

受講修了証の取り扱いは次のとおりとする。ただし、内容が大きく変更された場合は受講歴の有無に関わらず最新の内容を受講することとする。

- (1) 当該課程入学後、APRINe ラーニングプログラム(CITI Japan)を受講し、修了証を発行した場合
イ) 有効期限は考慮しない。
ロ) 本学教職員として割り当てられた鳥大 ID をもって受講した場合もその修了証は有効とする。
- (2) 当該課程入学前に、APRINe ラーニングプログラム(CITI Japan)を既に受講しており、修了証を所持している場合
イ) 学位申請時から遡り10年前までに受講した場合に限り修了証を有効とする。
ロ) 本学教職員として割り当てられた鳥大 ID をもって受講した場合もその修了証は有効とする。
- (3) 他大学で APRINe ラーニングプログラム(CITI Japan)に準ずるものを受講し、修了証を所持している場合
イ) 学位申請時から遡り10年前までに受講した場合に限り修了証を有効とする。
ロ) 受講内容が APRINe ラーニングプログラム(CITI Japan)に準ずるものであるかの判断は、研究科長及び当該学生専攻の専攻長が行う。

2. 研究倫理教育にかかる講義について

- (1) 当該課程入学後、研究倫理教育にかかる講義として受講が義務付けられた講義を必ず受講すること。
- (2) やむを得ず受講できない場合は、DVD等で講義を視聴し、レポートを提出すること。

研究倫理教育に関する取り扱いについて

②工学部

【学部】(平成 29 年度、平成 30 年度)

- ・機械物理系学科、社会システム土木系学科・・・3年次に「技術者倫理」を必修としている。
- ・電気情報系学科・・・1年次に「工学倫理」を必修としている。
- ・化学バイオ系学科・・・3年次に「工学倫理」を必修としている。

【博士課程前期】(平成 29 年度、平成 30 年度)

「研究倫理」を必須科目としている。

【博士課程後期】

eAPRIN (e ラーニング) を受講。

③農学部

【学部】

- ・平成 29 年度は卒業論文を履修している学部生を対象に eAPRIN (e ラーニング) を利用した研究倫理教育を行い、受講完了が確認できる画面を印刷して提出を義務付けている。実施にあたっては、指導教員に通知し、学生が必ず受講するように指導をしている。平成 30 年度も同様に実施する予定である。

【大学院】

- ・平成 29 年度は、大学院博士前期課程学生は必修科目「研究者倫理」(1 単位)を全員が履修し、eAPRIN (e ラーニング) を利用した研究倫理教育を行い、単位認定している。平成 30 年度も同様に実施する予定である。

また、研究倫理教育の企画等を行う、推進委員会の構成員には教育担当理事が含まれており、教育部門と研究部門との連携が図られる仕組みになっている。

平成 30 年度は、第 1 回推進委員会の審議内容を教育支援委員会で報告し、研究部門での課題認識を教育部門に説明するとともに、教育部門の課題を推進委員会が情報収集するなど、相互でフィードバックを行っており、教育部門と研究部門との連携が綿密に行われた。

このほか、研究室・研究グループの研究内容を踏まえて、ラボミーティング、ラボノート、ラボ内のデータ共有、論文の相互チェックシステムなど研究室・研究グループ毎において行われている研究倫理教育として、以下のような事例がある。

<工学部の研究室における事例>

1. ラボミーティング

2 グループにわけて隔週で実験報告する。データは PDF にして保存する。

2. ラボノート

全員に指定のノートを配布する。記載は必ずボールペンを使用し、鉛筆は不可。間違ったときは二重線で消して修正する。ノートは持ち帰り不可。かならず実験室の自分の机の上に置く。全員のものを保存する。

3. ラボ内のデータ共有

修論、卒論の全データを個人フォルダに入れて HD に保存する。教員の HD にも保存する。

4. 論文の相互チェックのシステム

教員で読み合わせてチェックしてから投稿する。英文もこのときに修正する。

5. その他

卒業、修了する学生に対し年度末に提出方法等を記載した書類を配布している。

<医学部の研究室における事例>

1. ラボミーティング

少人数のラボであり、日々の実験の立案・結果の解釈に全員が参加しているため、実質的には毎日ミーティングを行っている。

2. ラボノート

学生のノートは教員が常にチェックしている。記載のクライテリアは、書かれた手順を再現できるか否か。

3. ラボ内のデータ共有

生データ（電気泳動画像、顕微鏡画像、数値データなど）は現物を保存すると同時に、スキャンした電子データをパワーポイントにはりつけ、そのプリントアウトも保存する。

4. 論文の相互チェックのシステム

論文の投稿にはすべての共著者の許諾を得ている。学生を除く主だった共著者には、特に論文内容のチェックを依頼している。画像データの duplication などを防ぐため、最終の投稿データと生データの照合をラボの全員で行っている。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲等の取扱いは、「鳥取大学における研究データ等の保存に関するガイドライン」（以下、「保存に関するガイドライン」という。）を根拠に行っている。保存に関するガイドラインは、文部科学省の審議依頼に対して日本学術会議が平成 27 年 3 月に回答した「科学研究における健全性の向上について」を参考に本学の実状を踏まえ、平成 27 年 9 月に制定し、平成 30 年 4 月に改正したものである。基本的な考え方として、

(1-1) 公的な資金によって実施された研究で生み出された成果やそのもととなる研究データ等は公的資産としての性格も有することから、それらを適切に保存することは、研究者等に課せられた責務である。

(1-2) 本学の研究者等が論文や報告等の形で発表した成果に対し、後日研究不正の疑念を持たれるようなことが生じた場合には、研究者等自らがその疑念を晴らすことができるよう、研究データ等を適切に保存し、その情報を開示することは、共同研究者、資金配分機関、本学及び社会に対する責任である。

を示し、その上で保存方法等の扱いについて指針として示している。

○研究データ等の範囲

- ・資料（文書、数値データ、画像など）
- ・試料（実験試料、標本）
- ・装置

などの研究成果の発表に至る一連の研究活動で作成、収集、あるいは使用したものを指す。

○研究データ等の保存期間

- ・資料・・・原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップ作成により再利用可能な形で保存する。

紙媒体の資料についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約などやむを得ない事情がある場合には、合理的な廃棄することも可能。

- ・試料・装置・・・原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。

○研究データ等の保存方法

- ・「鳥取大学における研究データ管理の指針」（保存に関するガイドライン別紙）により電子データのフォルダ管理の階層のつけ方など具体例を示すことで、イメージをもって理解してもらうよう工夫している。

保存対象の研究データと廃棄する研究データについては、保存に関するガイドラインでは「論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究データ等は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない」と示している。また、具体的にどの研究データ等が保存対象となるかについては、自己の責任において研究者自身で適切に判断することとしている。

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、データ保存ガイドラインにより、研究者等が転出や退職など本学を離れる場合は、当該研究者等の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、当該研究を引き継ぐ者が(a)バックアップをとって保管、または、(b)所在を確認し追跡可能としておく、などの措置を講ずる。当該研究を引き継ぐ者がいない場合は、部局長が管理責任を担うものとし、これに準じた措置を講ずることとしている。

研究データの保存等に関する管理コストや費用負担については、研究者に課せられた責務として、研究者個人の責任の下に行われているが、大学として、研究者1人あたりにつき、オンラインストレージを最大200GB利用できるようにしている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

平成30年度から、医学部では、大学院生に対する研究教育指導体制の強化として、いわゆる「風通しの良い」研究環境を整えるための取組として、大学院生1名に対し副指導教員を配置している。

【医学専攻】大学院生に対する研究教育指導体制の強化について

① 医学専攻における研究の基礎教育実施

・科学的・倫理的な研究の進め方（実験ノートのとり方、データの保存の仕方、動物実験の場合の手続き、臨床研究の場合の手続き、個人情報や被験者保護など倫理的事項、国際医学雑誌編集者委員会（ICMJE）統一投稿規定に示される著者としての資格）などの研究者としての一般的事項に関し、ガイドラインの配布や推薦図書を示すと共に、大学院オリエンテーションの後で専攻長が概説する。研究手法によって研究データの記録・保存法などは大きく異なる場合もあり、各研究室で指導教員が改めて直接指導する。

- ・欠席者には、改めて機会*を設ける。
- ・平成30年度に限り、在学生は上記機会*に出席または、推薦図書に関するレポート提出を求める。

② 研究指導体制の強化および透明化

- ・大学院生1人に対して、指導教員1名と同一分野内に副指導教員を配置
- ・論文審査以外にも、研究報告書等に基づく定期的な面談指導を義務付ける指導教員は
- ・指導報告書を医学専攻長へ提出（年1回以上。内容によっては再提出を義務付ける）
- ・CITI-Japan の受講ならびに年1回以上の研究倫理セミナー受講を義務付ける。

①の推薦図書の例

「誰も教えてくれなかった実験ノートの書き方」野島高彦 著
（化学同人 2017年 1200円＋税）（この本は図書館にも置いて下さいました）

①について、実験ノート記録法、データ保存法に関する e-learning 教材があれば、オリエンテーション後の講義やレポート提出について、この教材の視聴とレポート提出に変更考慮。

【医学専攻】大学院生に対する教育研究指導体制の強化について

調査結果 広島大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、新ガイドラインに沿って全面的に見直した「広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則」（平成 27 年 4 月 28 日規則第 98 号）を制定し、以下の通り実施体制を整備している。

- ① 学長：本学の研究倫理向上及び研究活動に係る不正行為防止等に関し最終的な責任者
- ② 総括責任者（理事（研究担当））：本学の研究倫理向上及び研究活動に係る不正行為防止等に関し本学全体を総括する実質的権限及び責任を有する者
- ③ 部局等の長：当該部局等における研究倫理向上及び研究活動に係る不正行為防止等に関する責任者
- ④ 研究倫理教育責任者（部局等の長）：当該部局等における研究倫理教育に関し実質的な権限及び責任を有する者
- ⑤ 研究倫理教育担当者：研究倫理教育責任者を補佐し、研究倫理教育を推進する者として各部に置いた者

また、広島大学研究不正防止対策推進室を大学の研究者倫理の向上に向けた取組を推進するため学長のもとに設置しており、研究費等の不正使用の防止等に対する体制及び取組（コンプライアンス教育）との相互連携を図っている。

研究倫理教育の対象者は、大学において研究活動に携わる大学の職員、学生、大学の施設設備を利用して研究活動を行う者としており、学生は、原則として、大学の大学院博士課程に修学し、修士以上の学位論文を作成する者又は学術論文作成に携わる者及び学士課程に修学し卒業論文を作成する者を研究倫理教育の対象者としている。なお、これ以外の者は、研究倫理教育責任者（部局等の長）の判断により実施することとしている。

研究倫理教育などの実施計画の策定については、第 3 期中期目標・中期計画において、中期計画の中に、研究活動に係る不正行為防止体制の整備、研究者に研究倫理教育に参加させることを盛り込んでおり、「研究活動に係る不正行為防止体制の整備及び研究費等の不正使用防止策に基づき、大学において研究に携わる者又は研究費を使用する者に、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する教育並びに研究費等の不正使用の防止に関する教育等へ参加させる」として、各年度計画において研究不正防止対策推進室（室長は理事（研究担当））が開催する研究倫理教育及びコンプライアンス教育の教育訓練を実施している。また、これを受講できなかった者や新規採用者等を対象として各部局等の研究倫理教育責任者が同様の教育訓練を実施している。

これらによる研究倫理教育の受講状況を全学会議に提出し、受講を推進することで、研究倫理意識の醸成と徹底を図っている。

研究倫理教育の履修管理については、これまでは各部局等の事務担当者が人事システムより人事データをエクセル形式で出力し、これに受講日などの情報を入力する方法で受講管理を行ってきたが、研究者の人事異動が頻繁にあることから煩雑であった点は否めない。そこで30年度より、人事システムを改修し、一括で受講データを取り込み、また人事異動にもシステムティックに対応する受講管理を可能とし、効率化を図っている。

理解度の測定については、APRIN等のeラーニングシステムのテスト及び学生については研究倫理関係の授業科目を受講した場合は試験によっている。また、後述する学生への研究倫理教育（研究倫理教育（大学院生 Advanced）、研究倫理教育（学部生））は、研究室において学生との討論を基本とし、学生はもとより、研究室主宰者もテキストの熟読が求められ、それを理解したうえで臨む必要があることから、討論を通じて学生の理解度を把握できる。

受講の推進については、全学会議（役員懇談会、部局長等意見交換会）へ四半期ごとに各部局ごとの受講状況を提出し、進捗状況を確認するとともに未受講者への対応を部局長等に依頼している。研究不正防止対策推進室においては、研究倫理教育講習会の実施、受講状況の確認、教材の利用範囲の策定、FAQの作成、教育本部教務委員会と連携して学生への研究倫理教育の導入等を審議した。

（2）研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に対して、大学が実施している研究倫理教育については、「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則」において講習会とeラーニングのいずれかを定期的に受講することを義務付けており、受講の時期は研究倫理教育を受講した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までである。

研究倫理教育の講習会の主催は理事（研究担当）を室長とする研究不正防止対策推進室であり、講師は研究不正防止対策推進室を構成し、教材作成に携わった副理事が担当している。この講習会を受講できなかった者については、各部局等において研究倫理教育責任者・研究倫理教育担当者が開催する講習会に参加することができるような体制としている。

講習会の学修内容は基本的に2部構成になっており、第1部「公的研究費に係る不正行為に関する基本的な考え方と対応」として「研究費の不正使用」及び「研究活動の不正行為」、第2部「広島大学における科学者の行動規範と規則」となっている。

第1部は研究倫理教育と研究費の不正使用に関するコンプライアンス教育を一体的に実施するものである。研究活動の不正行為として捏造、改ざん、盗用の特定不正行為やオーサーシップ、二重投稿・二重出版などのQRP、引用、不正行為を行った者への外部資金への応募資格の制限などを題材にしている。

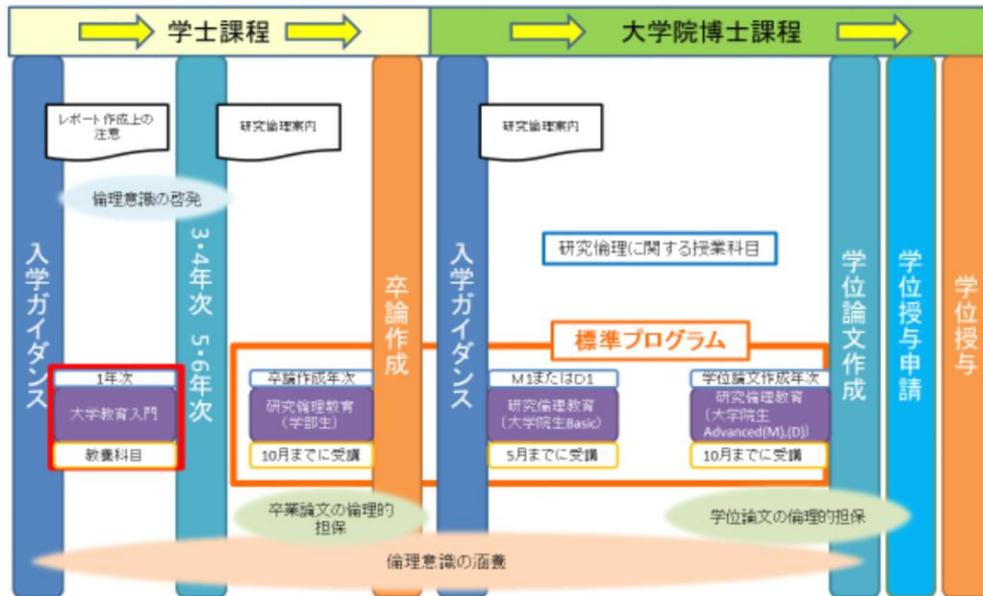
第 2 部は大学の科学者の行動規範、関係規則、研究資料等の保存ガイドライン、告発窓口などの学内体制について触れている。また、参考資料を添付し、研究活動の本質、研究不正に対する基本姿勢、関係機関の研究不正行為に対する取り組み、研究倫理教育教材、広島大学の研究倫理に関する体制などについて解説することとしている。

APRIN の e ラーニングについては、人文・社会科学系、理工農系、医学系においてそれぞれに対応した「責任ある研究行為：基礎編」の単元をモデルケースとして示し、これらの単元により研究倫理教育責任者が設定するコースを習得することとしている。また、日本学術振興会の e ラーニングは研究不正、不正使用、利益相反、個人情報保護などの章を履修することとしている。

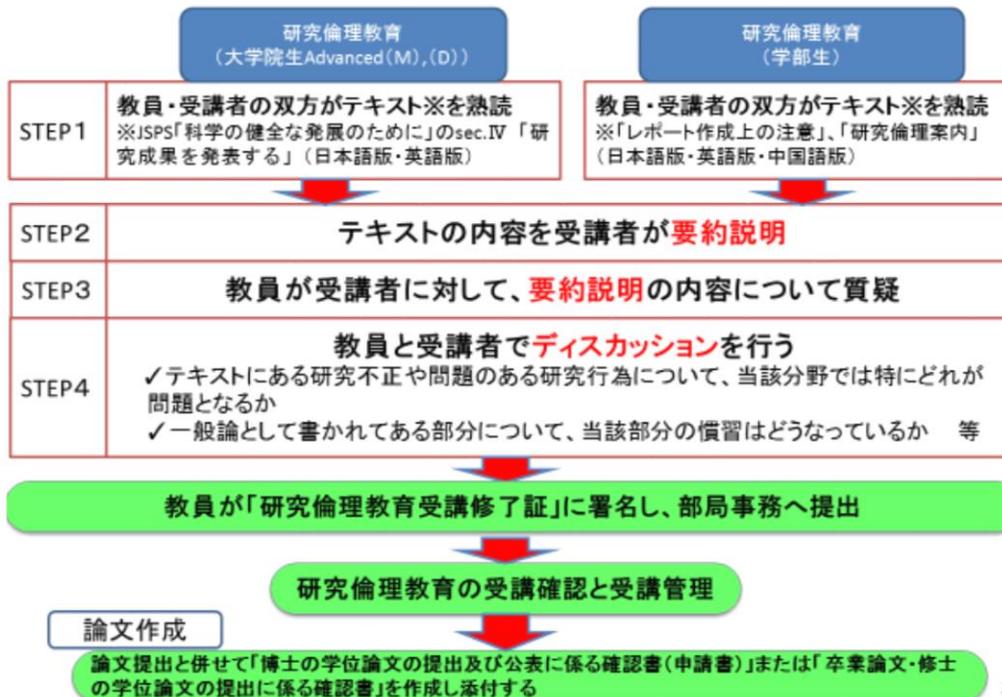
(3) 学生に対する研究倫理教育

学生に対して実施している研究倫理教育については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「第 3 次大学院教育振興施策要綱」において、学生の研究者倫理に関する規範意識の徹底、研究倫理教育の推進等が求められていることから、研究不正防止対策推進室及び教育本部教務委員会が連携して検討した結果、学生の研究倫理に対する意識を高め、また学位論文の研究倫理の担保を推進することを目的に「標準プログラム」を平成 29 年 4 月に導入している。

広島大学の学生の研究倫理教育の体制概要図



論文作成にあたって実施する研究倫理教育の基本的な流れ



標準プログラムにおいては、研究倫理教育を受講し、卒業論文・学位論文の倫理的担保のため、確認書を学生が作成し、研究倫理に反することを行っていないことを自ら申立て、指導教員の確認を経て、卒業論文・学位論文を提出することとしており、要件として教育課程にリンクする仕組みをとっている。

博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）

広島大学が博士の学位を授与したときは、学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）の第八条、第九条及び広島大学学位規則（平成16年4月1日規則第8号）の第13条及び第14条に基づき、広島大学学術情報リポジトリにおいて「学位論文の内容の要旨」、「学位論文審査の結果の要旨」及び「学位論文の全文」を公表します。

博士の学位論文を提出するにあたり、学位の申請及び広島大学学術情報リポジトリにおける公表について以下の項目を確認のうえ、必要事項を記入してください。

【広島大学学位規則（平成16年4月1日規則第8号）抜粋】	
(学位論文要旨の公表)	
第13条	本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。
(学位論文の公表)	
第14条	本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
2	前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
3	博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
4	前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

学位申請者氏名	
論文提出先研究科	
論文題目	

問い合わせ先：

- ① リポジトリ・著作権に関すること
 広島大学図書館 図書学術情報企画グループ 学術情報企画担当
 Tel: 082-424-6228 (内線 東広島 6228) Fax: 082-424-6211 (内線 東広島 6211)
 E-Mail: tosho-kikaku-kyoho@office.hiroshima-u.ac.jp
 広島大学学術情報リポジトリ (HiR) トップページ <http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/>
- ② 確認書（申請書）・電子ファイル・学位論文審査に関すること
 各研究科支援室（学生支援グループ）
- ③ 特許等に関すること
 指導教員 または 広島大学産学・地域連携センター知的財産部門
 Tel: 082-424-5597 Fax: 082-424-6133
 E-Mail: chizai@hiroshima-u.ac.jp

※以下の項目は、申請で記入します。

学位記番号	甲 乙	第 号	学位授与年月日	年 月 日
-------	--------	-----	---------	-------

(裏面に必要事項を記入してください。)

1. 学位論文執筆に係る確認事項	
<input type="checkbox"/>	所定の研究倫理教育プログラムを受講し、研究倫理に関し必要な事項を理解したこと。
<input type="checkbox"/>	研究上の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)を行っていないこと。
<input type="checkbox"/>	著作権の侵害行為を行っていないこと。(以下のア～エを満たす、適切な方法で引用を行っている、または、学位論文執筆に関して著作権者の許諾を得ている。) ア 既に公表されている著作物であること イ 「公正な慣行」に合致すること ・引用を行う「必然性」があること ・カマ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること ウ 研究の引用の目的上「正当な範囲内」であること ・引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること ・引用される分量が必要最小限の範囲内であること エ 「出所の明示」をすること
<input type="checkbox"/>	プライバシーを保護すべき研究対象者が存在しないこと。または、研究対象者のプライバシーが保護されていること。(対象者が研究対象となることを了解しており、公表方法等にも合意している。)
2. 学位論文申請に係る確認事項	
<input type="checkbox"/>	共著者がいる場合、共著者が同じ内容で学位論文申請を行うことが無いよう、「あなたの学位論文とすることに同意する。」旨の書類を本学に提出していること。または、単著論文であること。
<input type="checkbox"/>	「学位論文の全文」、「学位論文の要約」の電子データを提出すること。また、広島大学学位規則第14条第2項における「やむを得ない事由」がある場合には、併せて「学位論文全文の要約」の電子データを提出すること。博士論文の電子データ形式は、PDF (PDF/A(ISO 19005)推奨)とする。
3. 広島大学学術情報リポジトリで公表することに係る確認事項	
<注意事項>	
1 本学では広島大学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)で論文の全文及び論文の要約をインターネット公開することとしているため、本種原簿(申請書)提出の際に、著作権のうち複製権・公衆送信権について許諾したことになります。	
2 リポジトリではデータの公開にあたり、データの複製(印刷・ダウンロード等)は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示します。	
3 「学位論文の要約」及び「論文事業の要約」は学位授与日から3月以内に、「学位論文の全文」又は「学位論文全文の要約」は学位授与日から1年以内にリポジトリにおいて公表し、リポジトリページに「お知らせ」を掲載しますので、確認してください。	
<input type="checkbox"/>	学位論文全文の公表に際し、学位申請者自身が著作権等の権利関係を確認済みであること。
<input type="checkbox"/>	広島大学学位規則第14条第2項における「やむを得ない事由」(以下A～H)に該当しないこと。 (該当がある場合はこの欄を空欄とし、以下の項目にチェックを入れること。)
【広島大学学位規則第14条第2項における「やむを得ない事由」に該当する項目】(ない場合はチェック不要)	
<input type="checkbox"/>	A□ 立体形状による表現を含むなど事実上インターネットでの公表が不可能なものである。
<input type="checkbox"/>	B□ 学位論文における文章や図表・写真等について、著作権法第32条に定める引用ではなく、同法第63条に定める許諾によって利用した場合において、リポジトリでの公表が許諾に係る利用方法及び条件の範囲内に含まれていない。また、リポジトリでの公表について許諾が得られていない。
<input type="checkbox"/>	C□ 共著者のある場合で、リポジトリで公表することについて許諾が得られていない。
<input type="checkbox"/>	D□ 著作権を譲渡している場合で、著作権者(出版社や学会)に許諾が得られていない。
<input type="checkbox"/>	E□ 投稿・出版した(またはその予定がある)ものであって、掲載誌・出版社の許諾が得られていない。
<input type="checkbox"/>	F□ 公表してはいけないような、対象者のプライバシーに関わる情報や秘匿の情報を含んでいる。
<input type="checkbox"/>	G□ 投稿・出版の予定があつて、全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。
<input type="checkbox"/>	H□ 特許・実用新案等の出願の予定があつて、全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。
広島大学長 殿 上記の理由(詳細: _____)により、学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表したいので、申請します。 なお、上記の理由が解消された場合には、速やかに _____ 研究科学生支援グループへ改めて本紙を提出し、論文の全文を公表します。 【公開予定日: 20 年 月 日】 (<input type="checkbox"/> 公開予定日は定まらない。)	
<small>(専攻で記入)</small> やむを得ない事由の審議結果 20 年 月 日 研究科教授会・代議員会 承認 <input type="checkbox"/>	
4. 申請者署名及び指導教員署名	
学位申請者署名(自署)	20 年 月 日
主指導教員署名(自署) (論文博士の場合、主査等署名)	20 年 月 日

記載いただく氏名等の情報は、学位関係業務にのみ使用します。

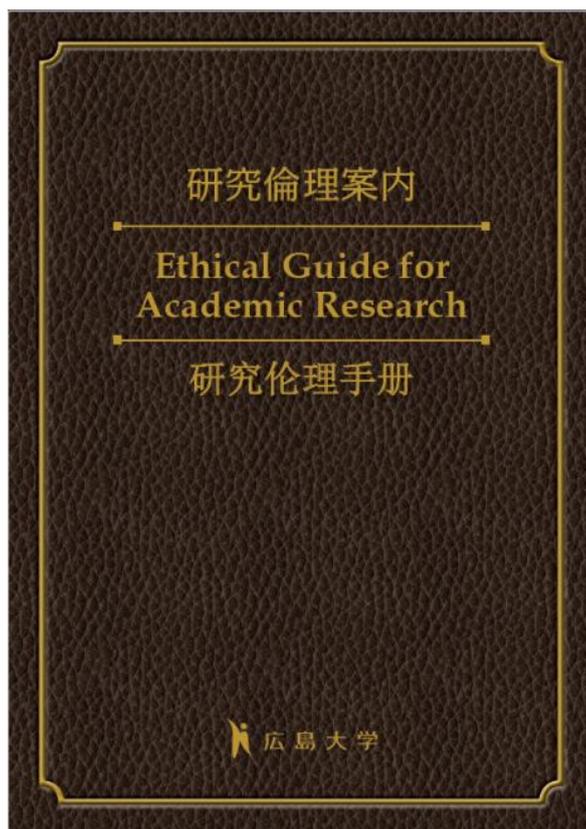
博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書(申請書)

標準プログラムの概要は以下のとおりである。

- (1) 標準プログラムは、大学院生及び学部生の各課程において以下により実施することを標準とする。
- (2) 大学院生は、入学時の「研究倫理教育(大学院生 Basic)」を専攻等の単位を基本として、講義

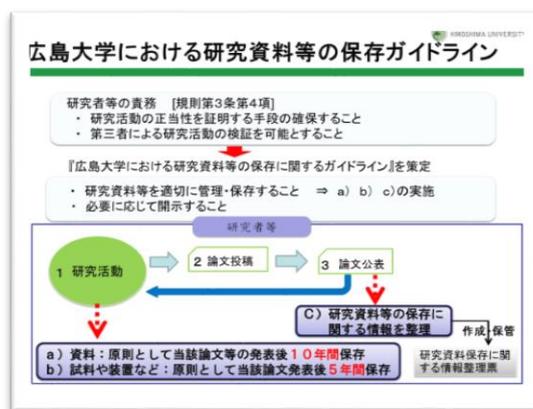
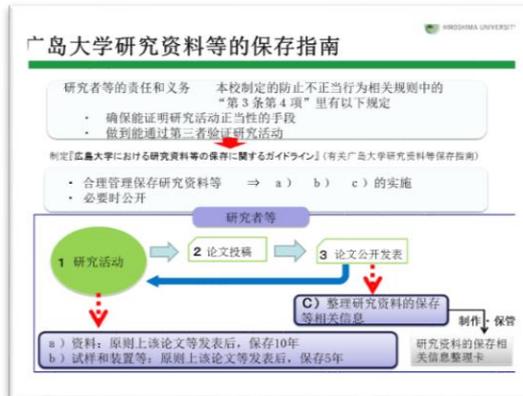
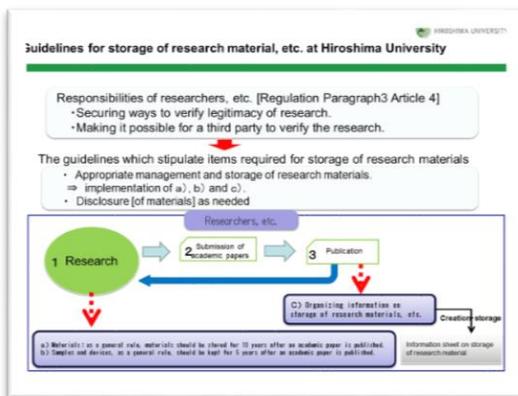
形式で責任ある研究活動として研究活動における不正行為や研究費の不正使用、大学の科学者の行動規範と規則等を学ぶ。また、修士論文執筆前の「研究倫理教育(大学院生 Advanced(M))」及び博士論文執筆前の「研究倫理教育(大学院生 Advanced(D))」を、研究室単位を基本として、討論形式で研究成果を発表するに当たって必要なオーサーシップ、著作権や引用について学習する。

- (3)学部生については、卒業論文作成前に「研究倫理教育(学部生)」を大学が作成したテキスト(「研究倫理案内」、「レポート作成上の注意」)を用いて、研究室単位を基本として研究不正や引用など基本的事項を討論形式で受講する。



研究倫理案内

- (4)博士論文、修士論文及び卒業論文の提出に当たり、研究倫理に関する事項を理解したこと、研究上の不正行為を行っていないこと、著作権を侵害していないこと、プライバシーの保護について学生自身が確認書(英語版あり)を作成し、指導教員による記載事項の確認を経て提出する。
- (5)使用する教材については、大学独自の資料として、大学院生に対しては「研究倫理教育(大学院生 Basic)」の実施に当たり、研究不正防止対策推進室の副理事が中心となって、グリーンブック等を参考にして必要な教材(ppt.テキスト及びppt.映像を収録したメディア)を作成し、これに大学の体制や取組を加えた内容となっている。ppt.テキストは日本語版、英語版、中国語版を、ppt.映像を収録したメディアは日本語版、英語版を作製している。また、「大学院生(Advanced(M)、(D))」の教材は、グリーンブックのSectionIV「研究成果を発表する」としてしている。学部生が受講する研究倫理教育(学部生)では、大学が作成した「レポート作成上の注意」(日・英・中)、「研究倫理案内」(日・英・中)を教材としている。多様な受講者に配慮して、日・英・中の資料を準備している。



研究倫理教育(大学院生 Basic)の資料 (日、英、中)

学生に対する研究倫理教育は、各部署の研究倫理教育責任者の責任において実施しており、留意している点や取組の例は以下の通りである。

総合科学研究科

「研究倫理教育(大学院生 Basic)」の受講後にミニレポートを提出し、聴くだけでなく学生自身が自分で考えることを重視している。また、人文社会系の学生に対しては発表時の文章の作成における留意点 (特に先行研究の引用方法) に焦点を、理系の学生には共同研究における信頼関係やデータの管理と解析、発表時の留意点に焦点を当てた教育となっている。また、「研究倫理教育(大学院生 Advanced)」の討論において学生自身の言葉で語ることを重視している。「研究倫理教育(学部生)」については、感覚として他人事になりがちな面は否めないことから、授業中のレポート作成など身近な内容を題材として自身のこととして実感できるよう工夫している。そして、これから行う研究内容と対比させながら必要となる倫理的配慮について説明している。

文学研究科

「研究倫理教育(大学院生 Basic)」を専攻の共通科目の1コマとし、「研究倫理教育(大学院生 Advanced)」を特別研究指導の時間に実施し、著作権の配慮や分野特有の引用方法などをモデルとなる論文や著作物を用いて指導している。また、「研究倫理教育(学部生)」は卒業論文指導の時間を利用して著作権の配慮等を教育している。

先端物質科学研究科

「研究倫理教育(大学院生 Basic)」は、知的財産権に係る守秘義務に関する理解の徹底、大学の相談窓口の周知、引用方法、オーサーシップ、画像処理の方法、ハラスメントについて補足説明を加えている。「研究倫理教育(大学院生 Advanced)」は、画像データに関して許容される処理・加工の範囲について解説し、文献の引用方法、画像処理の方法について重点的に指導している。

医歯薬保健学研究科

「研究倫理教育(大学院生 Basic)」を研究開始前の研究倫理の意識づけのため入学時のオリエンテーションで実施している。また、「研究倫理教育(大学院生 Advanced)」については受講の失念をなくすために、学位申請の手引きに Basic を含めて受講を完了していなければ学位申請できない旨を記載している。

また、大学では、「標準プログラム」だけでなく、研究倫理を涵養する授業科目を開講し、教育課程に関連付ける試みが効果的と考えている。

例えば、生物生産学部では「科学技術倫理学」を、理学研究科において研究倫理に関する授業科目「研究倫理」を、生物圏科学研究科では「科学者・技術者倫理」、「生命倫理ディベート演習」を開設している。文学研究科においては「応用倫理学基礎演習」の講義で、情報倫理学のジャーナル「Ethics and information Technology」などを用いて研究資源である情報の倫理性について教えている。

また、平成 30 年度より学部新入生を対象とした教養教育科目「大学教育入門」（全学共通の 2 単位必修科目）を開設し、全 15 章のひとつに「学習・研究活動における倫理」として研究倫理に関する章を設けている。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

研究活動に係る資料等の適切な保存・管理の具体的内容については、「広島大学における研究資料等の保存に関するガイドライン」（平成 27 年 6 月 17 日理事（研究担当）決裁、以下「ガイドライン」という。)) に示している。

ガイドラインは大学における研究資料等の保存に関して基本的な考え方を示したものであり、研究領域によって異なる取扱いや方法を具体的に且つ画一的に収斂するのではなく、研究資料等の保存に当たっての方向性を明らかにし、研究者に求められる最低限の事項を担保し、適切な方向に導くものである。

まず、なぜ研究資料等の保存が必要なのかとの基本的テーマに関して、研究不正の疑念が生じたときの自己責任における説明のため、あるいは研究活動が公的資金によって実施されている以上、成果やデータ等は公的資産の性格があることから適切な管理・保存・必要に応じて開示することは研究者の責務であると、その趣旨の理解を求めている。

次に、研究上の重要な財産のひとつである実験ノートの取扱い、論文等の研究成果発表

のもととなった研究資料等の保存、資料の原則的な保存期間、試料や装置などの保存期間を、また、研究資料等の亡失や所在不明が危惧される研究室主催者の異動に際して留意すべき事項を示している。

さらに、研究資料等の保存に関して必要な情報を整理するため「研究資料等保存に関する情報整理票」の雛形を提示し、必要な情報の把握と収集の例示としている。研究者がこれを参考にその分野版の整理票を作製し、研究領域に応じてカスタマイズすることで、研究資料等を保存する際に役立てている。

(雛形)

研究資料保存に関する情報整理票										
研究資料保存責任者				No.						
基本情報	学術研究成果の論文題名・題目									
	保存期間	学術研究成果の発表日	保存期間の満了日							
研究者等の情報	学術研究成果の発表先等	投稿論文筆頭著者 (First Author)					科研費研究者番号			
		連絡先となる代表著者 (Corresponding Author)					科研費研究者番号			
		投稿した学術誌名								
	学位論文との関係	<input type="checkbox"/> 関係なし	<input type="checkbox"/> 関係あり							
		博士・修士・学士の区分								
		学生の氏名								
		学位論文名								
	剽窃ソフトによる複製の有無	<input type="checkbox"/> 複製の結果、問題なし <input type="checkbox"/> 複製をしていない								
著作権等に関する情報	1. Authorship 投稿論文に関する著者及び責任分担	氏名 (科研費研究者番号)	<input type="checkbox"/> 少部・編集	<input type="checkbox"/> 関係著作	<input type="checkbox"/> アーカイブ	<input type="checkbox"/> 関係無効	<input type="checkbox"/> 関係作成	<input type="checkbox"/> 重要な著作への貢献	<input type="checkbox"/> その他	
	2. Acknowledgement 投稿論文における研究遂行に寄与した者	氏名 (科研費研究者番号)	<input type="checkbox"/> 執筆の協力	<input type="checkbox"/> 研究費の提供	<input type="checkbox"/> 関係の提供	<input type="checkbox"/> 関係の提供	<input type="checkbox"/> 資金提供	<input type="checkbox"/> その他		
	3. Acknowledgementに 記載した研究資金									
研究資料の情報	資料(文書、数値データ、画像など)	資料の種類・形態	作成時期	提供の機関	作成者	管理者	保存場所	研究情報の公開	学術誌への投稿	その他
	試料(実験試料、標本、装置など)	資料の種類・形態	作成時期	提供の機関	作成者	管理者	保存場所	研究情報の公開	学術誌への投稿	その他
実験計画等	実験計画の承認	実験計画の該当	計画名(関係名)				実験責任者	承認番号	承認年月日	承認期間
		<input type="checkbox"/> 遺伝子組換え等物等使用実験計画 <input type="checkbox"/> 動物実験計画 <input type="checkbox"/> 放射性同位元素使用実験計画 <input type="checkbox"/> その他に関する実験計画								
その他	その他特記事項									

研究資料等保存に関する情報整理票

ガイドラインにおける資料、試料及び装置の原則的な保存期間については文書、数値データ、画像などの資料の保存期間は原則として当該論文等の発表後 10 年間とし、電子化データについてはメタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存すること、実験試料、標本などの試料及び装置等については、原則として当該論文等の発表後 5 年間保存することとしている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

理事（研究担当）が大学における研究に関する諸課題等について定期的に部局訪問をしており、教授会等において研究倫理教育の推進や未受講者への対応依頼等を行っている。

2017秋 部局訪問

■目次

1. 森戸高等教育学院3+1プログラムについて
2. 北京市魯迅中学校 研修プログラムについて
3. 「大学の世界展開力強化事業」(インド)について
4. 生物多様性条約(CBD)名古屋議定書の国内措置:ABS対応について
5. 東広島キャンパスにおける遺伝子改変マウス・ラットの取扱いについて
6. ハーバードやアリゾナ州立大学との学生交流・研究者交流について
7. CSIR(インド科学産業研究委員会)との協定と協力(研究交流)について
8. 研究拠点の新規公募スケジュールについて
9. ResearcherID論文リスト作成とORCIDとの連携について
10. 安全保障輸出管理について
11. 軍事研究について
12. 研究倫理教育の受講について
13. 利益相反自己申告について

理事（研究担当）部局訪問

近隣の私立大学（2校）に対して、研究不正防止対策推進室による研究倫理教育講習会の講義の支援を行い、講師を派遣している。

研究不正防止対策推進室において研究倫理教育に関する FAQ を作成し、全学情報共有基盤システム「いろは」(学内限定) に掲示している。

研究倫理に関するFAQ

2018/5/31

1.教職員の研究倫理教育関係

No.	question	answer
1-1	なぜ、研究倫理教育を受講する必要があるのでしょうか。これまで何の問題もなくやってきています。	研究者の倫理観は「良識」の範囲内で収まり対応できるという認識があるのも事実です。しかし、他方では、研究活動は様々な方法論があり良識の範囲では収まりきれない面があります。近年世論を騒がせた事例でも明らかのようにそれが顕在化しています。そこでは、良識と研究者に求められる倫理観に乖離があり、「知らなかった」では済まされない重大な認識の欠如が見受けられるところであり、「世界から求められる常識」からかけ離れたものと言わざるを得ません。そういった背景があつて、研究倫理教育の重要性が謳われているところであり、平成26年8月に文部科学省がガイドラインを大臣決定したところです。研究不正という最悪の事態を防止し身を守るためにも、求められる倫理観を再確認し、また認識不足な点を補充する必要性が、今まさに求められています。本学においては、関係規則を整備し、研究活動に従事する者の研究倫理教育の受講を義務付けているところです。加えて、平成28年3月に文部科学大臣が決定した第三次大学院教育振興施策要綱においても、学生の研究倫理に関する規範意識の徹底等が示されています。すでに科学研究費補助金、JSTの競争的資金などは、研究倫理教育の受講を申請要件として必須化していることはご存知のとおりです。
1-2	研究活動に携わらない特任教員(授業のみを担当)は、研究倫理教育を受講する必要があるのでしょうか。	研究倫理教育は、研究活動に携わる職員、学生、共同研究者や名誉教授などで本学の設備を利用して研究活動を行う者を対象としていますので、教育活動のみを行っている者は対象としません。
1-3	教育研究補助職員のすべての者は、研究倫理教育の受講対象者でしょうか。	上記No.3と関連しますが、研究活動に携わる職員を対象としております。職名による判断はできない場合もありますので、個々人の職務内容や学術論文作成への関与などに応じて判断してください。
1-4	日本語を理解できない教職員(外国人数員など)は、研究倫理教育をどのようにすればよいでしょうか。	研究倫理教育の英語対応は、CITI-Japanのe-learningの英語版及びJSPSのe-learningの英語版(平成29年2月23日運用開始)により受講してください。
1-5	附属学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校)の教員が、科研費【奨励研究】を申請し、採択されています。このため、研究倫理教育講習会を開催したいがどのようにすればよいでしょうか。	研究倫理教育講習会のDVDを視聴し各附属学校のFDとして実施してください。(平成28年2月～3月に、翠地区、東雲地区、福山地区でDVDの視聴による研究倫理教育講習会を実施済み。)
1-6	研究倫理教育について、事務職員を対象とする「研究倫理教育講習会」は行うのでしょうか。	事務職員を対象にした研究倫理講習会を研究不正防止対策推進室が開催しています。なお、研究支援を行う部署(国際室 国際交流グループ、学術室 学術支援グループ、学術室 研究企画室、社会産学連携室 社会産学連携グループ、医療政策室 医療政策・医学系研究推進グループ、霞地区運営支援部 総務支援グループ(研究支援)、病院 総合医療研究推進センター)については研究倫理教育の受講を必須としています。その他の部署に所属する事務職員で研究倫理教育責任者が受講を認めた場合は、受講可能です。
1-7	日本学術振興会(JSPS)のテキスト「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」(冊子体)の通読は、教員の研究倫理教育の受講とすることはできるのでしょうか。	「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則」により本学の教員の研究倫理教育は、次の①②③となっています。 ①CITI Japan プロジェクトのe-learningプログラム ②JSPSのe-learningプログラム ③総括責任者が研究倫理教育として実施する研修会、講習会等(当該研修会、講習会等の資料を利用して部局等において実施する研修会、講習会等を含む) なお、②JSPSが平成28年4月に運用開始したe-learningプログラムについては、No.1-8を参照ください。
1-8	研究倫理教育の教材ですが、CITI Japanのe-learningと同様の教材は他にないのでしょうか。	JSPSが平成28年4月にe-learningプログラムを運用開始しましたので、本学において検討し、これを研究倫理教育として使用することとしました。なお、CITI Japanのe-learningは平成29年度より有料化されますが、JSPSのe-learningは無料です。

調査結果 北九州市立大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、毎年度、研究委員会の審議を経て、総括管理責任者（研究担当の副学長）が実施計画として、「研究不正防止計画」を策定し、不正防止のための責任体系や当該年度の研究倫理教育のスケジュール、研修等で取り扱う予定の内容を記載している。

平成30年度の研究不正防止計画（抜粋）

全研究者に対する研究不正防止研修の実施

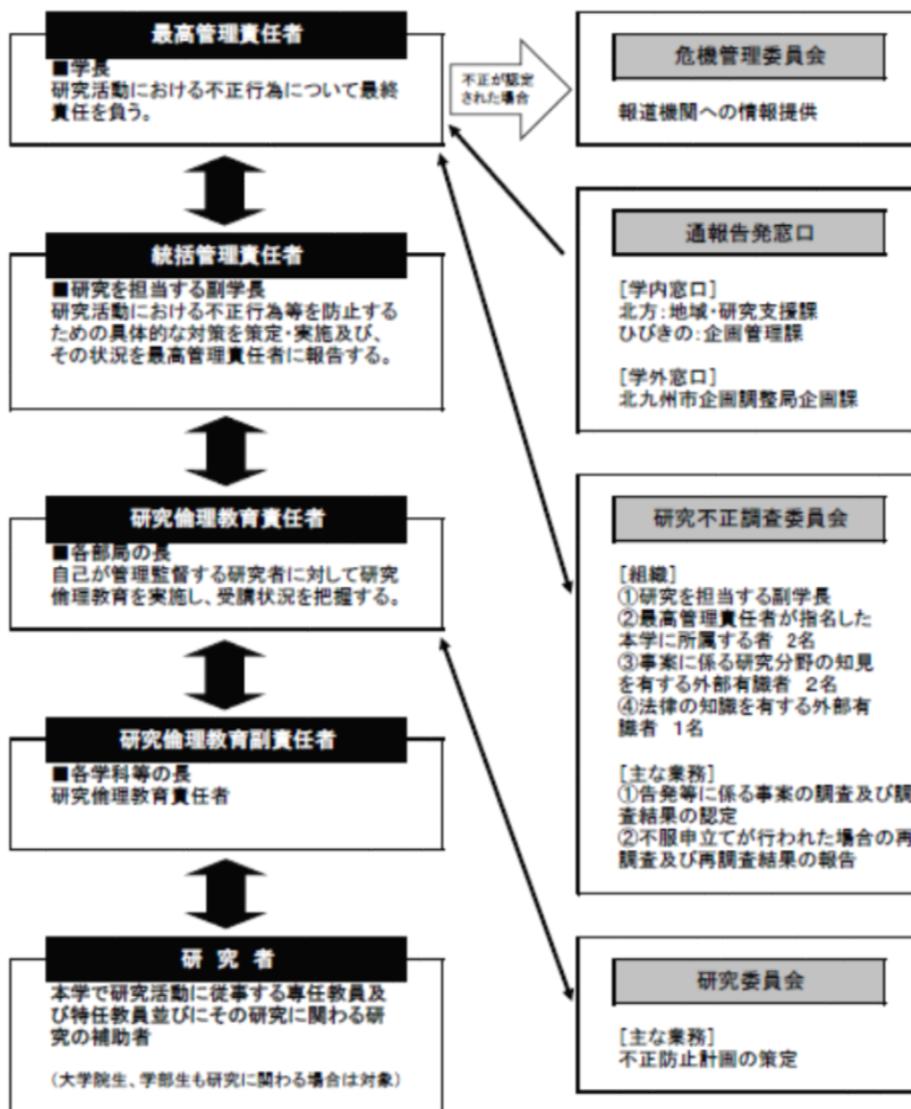
- 全教員に対する公的研究費の適正な執行及び研究活動の倫理についての研修
- 研究倫理 e ラーニング研修（eL CoRE）の実施
 - ・受講頻度の検討
 - ・新規採用教員、大学院生への実施

各部局は、全学の研究不正防止計画に従うこととしており、教授会、学科会議等を利用して研修等を行っている。部局長（学部長等）は研究倫理教育責任者、学科長や副センター長等が研究倫理教育副責任者としている。

年に1回、講義形式で研修を実施し、専任教員は必修としている。講義をビデオ撮影した上で、学内ポータルサイトで動画配信を行い、当日欠席した教員は、その動画視聴を必須としている。研修の内容は、ガイドラインに沿った基本的な内容に、当該年度に周知すべき内容を追加したものとなっている。

研究倫理教育の履修管理については、講義形式の研修の際に出欠をとり履修管理をしている。欠席者には学内ポータルサイトで動画を視聴するようにメールで通知し、視聴が完了した旨の報告をしてもらう。一定期間報告がない場合は、事務担当者から再度メール連絡し、視聴させている。理解度については、eラーニングの場合、その修了をもって基本的な理解に達しているものとし、その進捗・修了状況を事務局で管理している。

公立大学法人北九州市立大学研究活動不正行為防止規程



公立大学法人北九州市立大学研究活動不正行為防止規程

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者及び研究支援人材に対して大学全体として実施している研究倫理教育については、毎年度、当該年度の不正防止計画に基づき行っている。

平成29年度は、大学の責任体系や学内規程・制度等の周知と直近の改定内容の伝達を目的に、学内規程等から独自に資料を作成し、統括管理責任者が主催する研究倫理教育責任者・副責任者向けの研修を実施している。また、この研修の内容を研究倫理教育責任者が主催者となり、所属する部局の教授会等を利用して研修を実施している。

1 研究に関する不正を防止するための実施体制

(1) 役割(ガイドラインP2~3参照)

公的研究費取扱	研究活動不正行為	職名	役割
最高管理責任者		学長	最終責任者
統括管理責任者		研究担当副学長	最高管理責任者の補佐
コンプライアンス推進責任者	研究倫理教育責任者	・学部長等 ・公的研究費執行部部長職	研究者等の監督及び指導
コンプライアンス推進副責任者	研究倫理教育副責任者	・学科長等 ・公的研究費執行部課長職	上記責任者の補助
	研究者等		

2 研究に関する規程の改正内容

(1) 研究データの保存期限(研究活動不正行為防止規程)

5年→10年

<理由>国が定めた基準と差異があったため

【抜粋】科学研究における健全性の向上について(H27/3/6 日本学術会議)

⑤ 研究資料等の保存に関するガイドライン

資料(文書、数値データ、画像など)の保存期間は、原則として、**当該論文等の発表後10年間**とする。

さらに平成29年度は、外部専門家による全教員向けの講義形式の研修を実施した。研修の内容は、ガイドラインに沿った基本的な内容に加え、論文盗用の事例を踏まえ論文における引用等について重点的に解説している。教材は、事前に講師と調整し、クイズ等を織り交ぜた資料を使用している。

新任教員のeラーニング研修には、eL CoREを使用している。eラーニング研修については、外国人向けに英語版を受講できるようにしており、大学に所属していない研究協力者等にもeラーニングの受講環境を提供している。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学生に対する研究倫理教育については、大学院生には指導教員による指導を個々に行っているほか、上記の研修への参加やeラーニング(eL CoRE)の受講等に対応している。学部生の場合には、全学統一のカリキュラムではないが、学部によっては、入門科目や専門演習において研究倫理教育を組み込んでいる。また、理工系の学部では、「工学倫理」(必修科目)という科目で、技術者倫理について取り扱っている。

①全学部・全研究科(受講対象者及び受講希望者)

eラーニングは、eL CoREを使用し、ガイドラインに沿った基本的な内容を学習させている。

②文系学部(授業内で実施している学部のみ)

入門科目や専門演習において、研究の進め方、レポート・論文の作成方法・作法等を指導。

例えば、経済学部では、「入門演習」(1年次)、「基礎演習」(2年次)、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」(3年次)、「卒業研究A・B」(4年次)で、論文の作成方法等(盗用の禁止や引用の仕方等)を取り扱っている。

③理工系学部

国際環境工学部では、「入門ゼミ」において、データの捏造・改ざん、盗用の禁止等を取り扱っている。「工学倫理」では、利益相反や安全問題等、技術者倫理を取り扱っている。

④研究科等

指導教員が個々に指導するほか、研究科によって、「社会システム総合概論」(社会システム研究科)、「特別研究Ⅰ・Ⅱ」(国際環境工学科)等で研究者倫理について触れている。

授業の中で研究倫理教育を行っている場合は、大学が作成した資料「レポート・論文等の作成にあたって～剽窃をしないために気を付けること～」や担当教員が作成した資料等を使用している。

学生のみなさんへ

学生部長 今泉 恵子

教務部長 田村 大樹

レポート・論文等の作成にあたって

～剽窃をしないために気を付けること～

大学の授業では、レポートが課されることが多々あります。また、学部学科等によっては4年生になると卒業論文を執筆しなければなりません。それらの作成にあたっては、指定された課題や文字数などに沿って作成する、提出期限までに提出する、などの最低限のルールがあります。

また、同時に注意しなければならないルールが「剽窃をしない」ということです。これらのルールを守らない場合には単位を取得できなかったり、卒業することができなくなることがあります。

剽窃とは、他人の作品・学説などを自分のものとして発表すること。『大辞林』より

では、どうすれば剽窃を避けられるのでしょうか。守らなければならない原則は、以下の3点です。

- 1 自分の言葉で書くこと
- 2 他人の意見やアイデアを尊重すること
- 3 極力、二次資料ではなく、一次資料を用いること。つまり、原典にあたること

次に、レポート等を作成するにあたって、文献から引用する際の事例を一部ご紹介します。

<事例1 著書・論文からの引用>

【例1 著者のオリジナルな主張を引用する場合】

著書・論文から引用する場合は、引用したい文章について「 」を用いて引用し、引用後に註を入れて誰のどの文献からの引用かを明示します。あるいは、引用したい文章の内容を咀嚼したうえで自分の言葉に直し、出典を明記します。

いずれの場合も、文献リストには著書・論文の出典情報を記す必要があります。

【例2 アイデアを引用する場合】

著者のアイデアを引用する場合、自分の言葉に置き換えるとともに、著者のアイデアであることも註を付けて明記します。

レポート・論文等の作成にあたって～剽窃をしないために気を付けること～

研究室・研究グループにおける、研究室・研究グループ等の管理運営に直接的にかかわる事柄についての事例としては、以下のようなものがある。

○環境生命工学科

- ・ラボミーティング：実験結果の共有・議論だけでなく、研究姿勢や取り組み方・不正防止に関する指導も実施。資料作成においては、他者の結果に対する引用の徹底。
- ・データの取り扱い：ラボノートは研究室メンバーであれば誰でも閲覧できる体制。実験データ・資料類は研究室NAS（共有ハードディスク）に保管し、研究メンバーであればNASを介して誰でも閲覧できる体制（研究室開設以降のデータ・資料を保存）。確定したデータ・資料類は、閲覧は可能であるが上書き保存はできない状態で保管。
- ・論文などのチェック：該当学生と教員間でチェック。実験データについては最終グラフだけでなく、生データから結果の信頼性を確認。

○情報メディア工学科

- ・研究室では、実験データ等のファイルや論文原稿、発表資料等は全て研究室の共有サーバーにアップしており、担当教員や当該学生だけでなく、実験に協力した全ての学生がチェックできるようになっている。またアクセスやダウンロードした場合にはその履歴を残している。
- ・論文発表の際には、研究室内の学生の前で実験結果についての説明後に発表リハーサルを行うことにしている。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、公立大学法人北九州市立大学研究活動不正行為防止規程により、研究の根拠となるすべての基礎資料を研究データとし、外部に発表した研究成果に関する研究データに関しては、研究成果の発表時点から原則として10年間適切に保存することとしている。（従来、保存期間を5年間としていたが、日本学術会議の見解を受けて、平成28年度に10年間に改正した。）

保存方法としては、外部に発表した研究成果の研究データについて、個々の研究者単位で管理簿等を作成するとともに、追加的研究成果を発表した場合には、それに用いた情報を追記して管理することとしている。

保存の必要があるデータの範囲は、研究の特性により異なるため、個々の研究室・研究者単位で区別し管理保存することとしている。学生等が外部に発表した研究成果の研究データは、指導教員の責任の下に研究室単位で管理することとしている。

転出又は退職する研究する研究データの保存については、大学の備品等取扱の規程に則り、転出・退職時に研究に使用したパソコン等の機器は回収をしているが、データの保存については特に定めていない。今後検討する予定であるが、暫定的に現在は、研究者の連絡先を事務局で把握し、確認が必要になった際に連絡がとれるようにしている。

ガイドラインを踏まえた一定期間の研究データの保存等に関する費用負担については、全体で共通のサーバー等は未導入のため、個々の研究室で負担している。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

平成31年度から、すべての学部生・大学院生に対し、授業のカリキュラムの中で研究倫理教育を実施すべく、調整中である。

学部学生に対しては、来年度以降のカリキュラムにおいて、レポート作成時における剽窃行為がなぜいけないのか等の基本的な事項から必修科目などの中で履修させる予定である。

さらに、研究倫理教育責任者である学部長及び研究倫理教育副責任者である各学科長に指示して、学問分野ごとの特性を考慮した、所属教員・大学院学生・学部学生等に対する研究倫理や研究不正防止の取組を行ってもらうことを考えている。

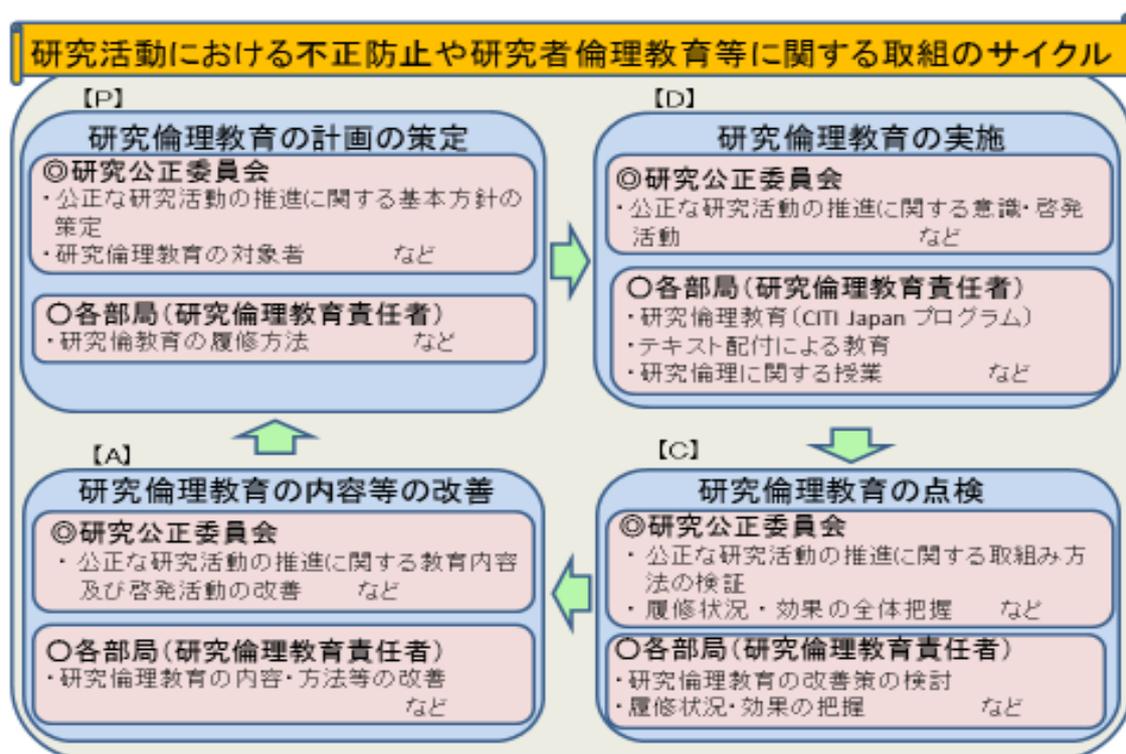
人を対象とする研究に関する倫理審査については、周知の効果もあって、申請件数が増加傾向であるが、研究者にとって、より利用しやすい制度にすべく見直しを検討中である。

調査結果 佐賀大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育については、第3期中期目標の「V その他業務運営に関する重要目標」において法令遵守等に関する目標として、「研究における不正行為防止に向けた法令を遵守する大学作り」を掲げており、平成30年度年度計画では、対象者はeラーニングを活用した研究倫理教育を実施することとしている。

また、研究倫理教育の学修方法等の全学的な標準モデルをもとに、各部局が研究倫理教育計画を策定・実施し、その取組状況を研究公正委員会で確認することで、PDCAを回している。



研究活動における不正防止や研究倫理教育等に関する取組のサイクル

各部局の学部長を研究倫理教育責任者とし、①APRIN eラーニングプログラムの受講、②公正な研究活動の推進に関するリーフレット「公正な研究活動の推進のために 研究活動に携わる皆さまへ」の配布、③教授会等で研究公正委員会の議事内容を周知、④全学主

また、経済学部では、研究公正委員会で情報提供があった内容を基に、研究倫理教育責任者である学部長が作成した資料「公正な研究FD」を使用し、FDを開催している。

新規採用者に対しては、新任教員説明会で研究倫理に関する講話を行い、教員等を対象とした公正な研究活動の推進の講演会を年1回実施している。

研究倫理教育の履修管理については、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）のeラーニング教材である「eAPRIN」を利用し、履修管理は同教材の受講管理システムを活用し研究倫理教育責任者が各部局にて行っている。受講率向上のため、評価反映特別経費の評価項目になることや外部資金申請時の要件となっていることを通知し、受講率向上を図っている。毎年度末に開催する研究公正委員会にて各部局の「eAPRIN」の受講率を確認しており、教員の受講率100%を達成している（平成27、28、29年度）。

（2）研究者等に対する研究倫理教育

研究者等について大学全体として実施している研究倫理教育については、「国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関するガイドライン」（平成27年4月24日学長決定）の「5 研究倫理教育」において、研究倫理教育における習得すべき基本的な知識と理解を以下のとおり定めている。

- ・研究者の常識に訴えたり経験的に学んだりするだけではなく、具体的な事例とともに適切な内容を網羅的に学修する。また、研究者としての行動規範や、各種ガイドライン及び規程等についても併せて学修する。
- ・研究倫理に関する知識の修得と理解に基づき、何が倫理的な行動であるかを自ら判断し、公正に研究活動が行えるスキルを身に付けるとともに、不正行為や不適切な行為を行った場合や、不正行為の通報に対する措置についての十分な理解を促す。さらに、責任ある研究活動を進め、研究対象を尊重する態度、不正行為に結びつくような可能性の排除及び研究上必要なコミュニケーション等の振る舞いができることを目指す。
- ・研究分野にかかわらず身に付けなければならない研究倫理のほか、特定の分野において重要とされる内容（例：人文・社会科学における家計調査や意識調査におけるアンケートやインタビューで得た個人情報の取扱い、生命科学・医学における生命倫理やインフォームド・コンセント、バイオセーフティ、多能性幹細胞研究倫理など、理学・工学における研究の安全性等）についても学修する。

学修内容については、「国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関するガイドライン」の「5 研究倫理教育」において、学修内容として、「研究倫理教育の必要性」「研究者の基本的責任や研究活動に対する姿勢等の研究者の行動規範」「社会の中で研究者が果たすべき役割」「研究データ等の保存及び開示の在り方」「不正行為とは何か」「論文の作成上の注意事項」「研究成果の公表の在り方」を例示している。

受講頻度は、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の「eAPRIN」を3年度ごとに全学

一斉受講することとし、新規採用者は採用年度内に受講するよう各部局に通知している。

- ・ eAPRIN 研究者の必須単元 (8 単元)
「責任ある研究行為について」「研究における不正行為」「利益相反」「データの取り扱い」
「共同研究のルール」「オーサシップ」「盗用」「公的研究資金の取り扱い」
- ・ eAPRIN 研究支援者の必須単元 (3 単元)
「責任ある研究行為について」「研究における不正行為」「利益相反」

さらに、外部から講師を招き、公正な研究活動の推進の講演会を年 1 回実施している。(平成 27 年度:浅島 誠 JSPS 理事、平成 28 年度:有信 睦弘 理化学研究所理事、平成 29 年度:黒木 登志夫 JSPS 学術システム研究センター顧問)

(3) 学生に対する研究倫理教育

学生(学部学生及び大学院学生)に対して、大学全体として実施している研究倫理教育については、「国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関するガイドライン」 「5 研究倫理教育」において、以下のように定めている。

- ・研究者を目指す大学院学生及び研究に着手する段階の学部学生に対して、各段階に応じて、研究倫理に関する理解を深めることを目的とした教育を実施する。
- ・大学院学生に対して、専攻分野の特性に応じて、研究倫理に関する知識及び技術を身に付けることができるよう、教育課程内外を問わず、適切な機会を設け、また、学部段階からも、専攻分野の特性に応じて、学生が研究倫理に関する基礎的素養を修得できるように配慮する。
- ・学生に対する研究倫理教育については、各部局の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、標準プログラムに準じた教育を行う。なお、当該教育の履修により単位を与えるか否かについては、専攻分野の特性に応じて、研究倫理教育責任者が適切に判断する。
- ・学生に対する研究倫理教育の実施に当たっては、ファカルティ・ディベロップメント (FD) による指導の質向上を図るとともに、授業による指導においては、チームティーチングや様々な分野の教員によって構成することに努める。また、留学生に対する研究倫理教育に当たっては、各留学生が習得してきた倫理観に十分留意する。

各部局においては、ガイドランをふまえた研究倫理教育に関して、「国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関するガイドライン」をふまえ、以下のような取組が行われている。

(文系)

○学修内容

- ・学部生には卒業研究の指導の中で、レポート作成や基本的な書誌引用作法を教授している。
- ・レポート作成や資料の探し方を指導し、その際に基本的な書誌引用作法をあわせて学修させ、学士課程における基本的な倫理教育取組のひとつとしている。学部生・院生の身近で具体的な研究倫理啓発を促すために附属図書館の資料・リソースも積極的に活用することとしている。

○教材等

「アカデミック・スキルズ（佐藤望 編、慶応義塾大学出版会、2012年）」

「公正な研究活動の推進に関するリーフレット」や「研究倫理教本」

○実施頻度

「大学入門科目Ⅰ」（1年生全員必修科目）、ゼミ、卒業研究や講義・演習



目次	
はじめに	
大学入門科目テキスト	
大学生態入門編	
§ 1	自己紹介
§ 2	佐賀大学を知る
§ 3	経済学部の履修方法（卒業までの道のり）
§ 4	自分を大成にすること：自分を守る
§ 5	教人も大成にすること：自分を守る
§ 6	ラーニング・ポートフォリオ
§ 7	キャリア・デザイン（1）先輩の話を聞こう
§ 8	キャリア・デザイン（2）進路を考えよう
§ 9	進路マネジメントシステム
スタディスキルの基本編	
§ 9	資料の調べ方・集め方
補編	佐賀新聞電子版を読もう
補編	統計データをさがす
補編	図書館を活用して情報を集めよう！
§ 10	文章の読み方
§ 11	文章をまとめる方法
§ 12	報告・発表（プレゼン）の方法
§ 13	読解の方法
§ 14	ゼミとは何か
入門ゼミテキスト	
経済学科編	
1	消費者物価
2	日本の金融政策と金融機構問題
3	今日の金融経済と国際経済の経路を考えよう
4	私たちに身近な高等教育の制度について考えてみよう
5	日本の産業問題

佐賀大学 経済学部 1年次ゼミ 共通テキスト

(理系)

○学修内容

- ・卒業研究に着手する学部4年生および大学院生には、研究倫理教本の既読確認を行っており、各学科および専攻での取り組みと併せ、指導を徹底するようにしている。
- ・各研究室におけるセミナーにおいて、研究の進め方、研究者倫理、研究費の適正使用などについて意識付けを行う等の指導を行っている。
- ・大学院生に研究・職業倫理特論という大学院教養教育プログラムで研究者倫理、論文の作成方法を教えている。

○教材等

「研究倫理教本」「社会システムと倫理（岩尾雄四郎先生著）、指導教員が用意した論文等、独自教材

○実施頻度

授業、セミナー、オリエンテーション、大学入門科目、卒論・修論発表時

(医学系)

○学修内容

- ・学部学生に対しては、研究者倫理・研究の進め方・論文不正の防止を、大学院生に対しては「生

命科学倫理総論・臨床研究と倫理」「基礎医学・社会医学と倫理」等や「研究における不正行為」「利益相反」等について講義等で学修している。

○教材等

・学部生:学内教員、大学院生:学内教員、一般財団法人公正研究推進協会 (APRIN) 提供の「eAPRIN」

○実施頻度

・授業（必修科目）。

・大学院生が受講する「eAPRIN」は本学教員の受講頻度と同様に、3年度おきに受講し、新規入学者は入学年度に受講。

教育カリキュラムとの関係や教育における研究倫理教育の位置付けに関しては、例えば、文系では、学士課程教育段階における著作引用・参照の仕方等の研究倫理教育をオリエンテーション、個人学修形式、ゼミ単位の学習で実施している。

理系では、レポート課題などが開始される1年次と、研究室配属や就職活動を控えた3年次に、研究倫理教育を実施している。また、研究室配属後には各研究室単位でより実践的な指導を行っている。

医学系では 学部学生については医学科3年次「研究室配属プログラム」において関連講義を行っている。また、大学院生については、①生命科学と医療に関する倫理的課題について、基礎知識や考え方を習得し研究者と医療従事者が遵守すべき倫理規範と対応法を理解し、②倫理に関する原則的な理論や概念を学び、それらを基に看護における倫理規範や看護の道徳的基板を探求するようにしている。

さらに、研究室・研究グループで行われている、ラボ内のデータ共有や論文の相互チェック等の管理運営に直接的にかかわる事柄に関する研究倫理教育としては、以下のような取組がある。

- ・(教育学部) 卒業研究の指導の中で、指導教員および主査・副主査の複数の目で研究倫理教育が守られているかチェックしている。
- ・(理工学部) 主指導教員と副指導教員による論文の相互チェックを行っている。また、ラボ内データをネットワーク上のハードディスクに記録・共有し透明化を図るとともに、ラボノートのチェックを行っている。
- ・(海洋エネルギー研究センター) 週一回程度の研究グループミーティングを行い、データの共有を行っている。論文や報告書などは研究グループ内の教員が確認している。守秘義務がある共同研究などはデータサーバの閲覧権限で管理し保存している。
- ・(肥前セラミック研究センター) 学内の共同研究成果を外部公表する場合には、必ず共同研究者全員の内容確認を行うように指導している。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間や保存方法については、日本学術会議による「科学研究における健全性の向上について」を踏まえ、「国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関するガイドライン」の「6 研究データ等の保存及び開示」において、「保存の対象」「保存の方法」「保存の期間」について次の通り定めている。また、「国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関するガイドライン」の「6 研究データ等の保存及び開示」では「研究者の異動に係る取扱い」「開示」「その他研究データ等の取扱い」についても定めている。

・保存の対象

- 1) 保存の対象となる研究データ等は、研究者が外部に発表した論文等（研究成果）に関するものとする。なお、論文等として発表に使用されなかったもの又は使用する予定のないものの取扱いについては、研究者自身の判断による。
- 2) 学生の研究データ等については、指導教員の責任の下で判断する。
- 3) 複数の研究者と共同で行った研究の成果に係る研究データ等については、当該研究者が担当した部分について保存する。

・保存の方法

- 1) 研究データ等は、原則として、個々の研究者単位で保存する。なお、学生の研究データ等については、指導教員の研究室単位で保存する。
- 2) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残す。実験ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等について、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成する。また、実験ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保存する。
- 3) 論文や報告など、研究成果発表の基となった研究資料（文書、数値データ、画像等）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存する。また、保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意する。

・保存の期間

- 1) 資料（文書、数値データ、画像等）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など、止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することを可能とし、論文等の発表時点で研究者が自ら期間を定める。
- 2) 試料（実験試料、標本）や装置等については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。
- 3) 保存期間を経過した研究データ等については、適切な方法により破棄する。ただし、研究者が必要と判断する場合は、保存期間を超えて保存することができる。

データの保存に関する管理運用や保管範囲については、ガイドラインに基づき各研究者単位で判断することとしている。

学術論文の根拠資料としてのデータ等の保存に関しては、例えば、海洋エネルギー研究

センターでは、海洋温度差発電、波力発電等の実験や海域調査等で得られた生データ、処理データ等を保存している。また、制作した実験装置や模型等、(科学研究費で作成した強制動揺装置、波力発電装置模型、動揺計測装置など)を、保存して継続使用している。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

研究倫理教育の受講促進のため、各部局の「eAPRIN」の受講率を評価反映特別経費の項目としている。評価反映特別経費は、大学の中期目標・中期計画等各種戦略の実現に向け、教育(教学)、研究(学術)、社会貢献(地域・国際貢献)及び大学経営(経営基盤)にあらかじめ評価指標(24項目)を設定し、基準日における達成状況をIRデータに基づき評価し予算配分を実施するものである。平成29年度より教職員の規模に応じた配分基礎額を設定し、増減させる仕組みとなっている。

評価項目として「コンプライアンス教育の実施状況等」に対する評価指標として「研究倫理教育(eAPRIN)」の受講率が100%に達していない部局については、業務の評価に係る配分予定総額から10%減額することとしている。このことは、各部局へ個別に通知するとともに、部局長が出席する大学運営連絡会で周知している。